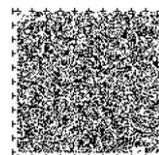


第4次坂戸市男女共同参画基本計画(前期計画)
令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

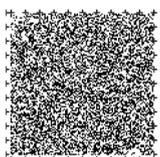
さかど男女共同参画プラン

～みんなで創る男女共同参画社会～

坂 戸 市



この冊子には、目の不自由な方のための「音声コード」がついています。スマートフォンアプリの「Uni-voice」をお手持ちのスマートフォンで起動し、音声コードにかざすと、記載内容を音声で聞くことができます。



はじめに

我が国において本格的な人口減少社会を迎える中、地域や社会の活力を高め、経済の持続的な発展を図るためには、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

坂戸市では、「坂戸市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現を図るため、平成 29 年 3 月に第 3 次坂戸市男女共同参画基本計画（後期計画）「さかど男女共同参画プラン」を策定し、施策を推進してまいりました。



この間、ライフスタイルや価値観の多様化や、社会全体で働き方の見直しなど社会経済情勢は大きく変化し、更に新型コロナウイルス感染症の流行はその変化を加速させています。

また、根強く残る固定的な性別分担意識、社会の様々な分野における男女の格差、配偶者等からの暴力など取り組むべき課題もあります。

さらに、性別や年齢、障害の有無、性自認・性的指向等の多様性に対する理解と尊重が求められるようになってきました。

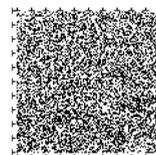
こうした中、坂戸市では、これまでの取組の成果・課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 4 次坂戸市男女共同参画基本計画（前期計画）「さかど男女共同参画プラン」を策定いたしました。

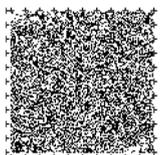
今後におきましても、本計画に基づき「みんなで創る男女共同参画社会」を基本理念に、市民の皆様、事業者など関係者の皆様と連携、協力しながら、男女共同参画社会の実現に向けた一層の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様の更なるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました坂戸市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等を通じて貴重なご意見、ご協力をいただきました多くの市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

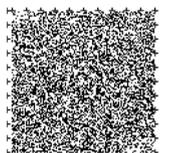
坂戸市長 石川 清



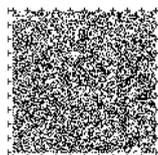


目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
(1) 男女共同参画を取り巻く世界の動向	4
(2) 男女共同参画を取り巻く国や埼玉県の動向	5
(3) 男女共同参画に関する坂戸市の取組	7
3 計画の性格	8
(1) 法的根拠等	8
(2) 坂戸市の上位計画等との関係	8
(3) 計画の特徴	9
(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関係	10
4 計画の期間	10
5 計画の策定体制	10
第2章 坂戸市の現状	11
1 人口・世帯等の状況	13
(1) 人口の状況	13
(2) 世帯の状況	16
(3) 就労・雇用環境	17
2 第3次計画（後期計画）期間中の取組状況	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念	23
2 計画の基本目標	25
3 数値目標	29
4 施策の体系	30
第4章 施策の展開	33
基本目標 I 男女共同参画の意識づくり	35
主要課題1 男女共同参画意識の確立	35
施策の方向1 人権尊重、男女共同参画意識の浸透	36

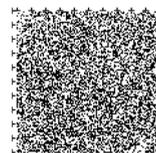


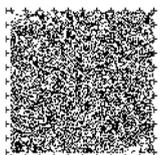
主要課題2	教育・学習活動の推進	38
施策の方向1	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	39
施策の方向2	男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進	40
基本目標Ⅱ	市民一人ひとりがあらゆる分野に参画し活躍できる環境づくり	41
主要課題1	仕事・家庭生活における男女共同参画の促進	41
施策の方向1	働く場における女性の活躍に向けた取組の支援	44
施策の方向2	女性の就労支援の充実	44
施策の方向3	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた働き方の見直し	45
施策の方向4	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた子育てや介護の環境整備	45
主要課題2	政策・方針決定過程への女性の参画促進	47
施策の方向1	意思決定の場への女性の参画促進	48
主要課題3	地域社会における男女共同参画の促進	50
施策の方向1	地域活動等における男女共同参画の促進	51
施策の方向2	防災における男女共同参画の推進	52
基本目標Ⅲ	誰もが安心して暮らせる環境づくり	53
主要課題1	生涯を通じた心身の健康づくり	53
施策の方向1	互いの性や健康に関する理解の促進	54
施策の方向2	ライフステージにあわせた健康づくりへの支援	54
主要課題2	多様性の尊重と生活上の困難の解消に向けた支援	55
施策の方向1	性の多様性の理解促進	56
施策の方向2	男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援	57
基本目標Ⅳ	暴力のない環境づくり	59
主要課題1	あらゆる暴力の根絶	59
施策の方向1	あらゆる暴力の防止に向けた取組の充実	60
施策の方向2	各種ハラスメントの防止に向けた取組の充実	61
主要課題2	配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発	62
施策の方向1	暴力を許さない意識の醸成	64
主要課題3	相談体制の充実と関係機関との連携	65
施策の方向1	被害者への支援体制の充実	66
施策の方向2	関係機関との連携の推進	67



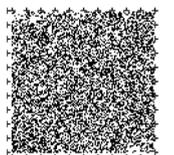
第5章 計画の推進	69
1 計画の推進体制	71
(1) 推進に関する組織体制	71
(2) 市民、事業者、関係団体等との連携・協働	71
(3) 国、埼玉県、関係機関等との連携・協力	72
(4) 拠点施設における機能充実	72
2 計画の進行管理	73
資料編	75
1 計画策定の経過	77
2 市民意識調査の概要	78
(1) 調査の目的	78
(2) 調査の方法	78
(3) 調査内容	78
(4) 回収結果	78
3 審議会への諮問及び答申	79
(1) 諮問書	79
(2) 答申書	80
4 坂戸市男女共同参画審議会運営規則及び委員名簿	81
5 坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議設置規程及び委員名簿	83
6 坂戸市男女共同参画基本計画策定部会設置要領及び委員名簿	85
7 男女共同参画社会基本法	87
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	91
9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	99
10 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	106
11 埼玉県男女共同参画推進条例	108
12 坂戸市男女共同参画推進条例	111
13 男女共同参画のあゆみ	113

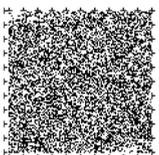
※ 第4章「施策の展開」における担当課名は令和4年4月1日時点の組織の名称で掲載しています。





第1章 計画の策定に当たって





1 計画策定の趣旨

国は、男女共同参画社会^{*1}の実現に向け、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、具体的な取組の施策を「男女共同参画基本計画」に示し推進してきました。また、平成13年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）^{*2}」が施行されました。

坂戸市では、平成7年度に女性の自立と地位向上に向けた「さかど女性プラン」を策定以降、平成16年には坂戸市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会^{*1}の実現を目指し取り組んできました。さらに、平成29年度にはDV防止法及び女性活躍推進法に基づく市町村計画を包括した「第3次坂戸市男女共同参画基本計画（後期計画）」を策定し、推進の強化に努めてきたところです。

しかしながら、現在も根強く残る固定的性別役割分担意識^{*3}や社会の様々な分野における男女の格差、配偶者等からの暴力など取り組むべき課題があり、男女共同参画社会^{*1}の実現に向けた取組のより一層の推進が求められています。

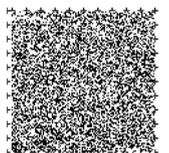
こうした現状を踏まえ、「第3次坂戸市男女共同参画基本計画（後期計画）」の計画期間が令和3年度で終了することから、社会情勢の変化に対応し、坂戸市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次坂戸市男女共同参画基本計画（前期計画）「さかど男女共同参画プラン」」を策定するものです。

●.....●

*1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

*2 **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**：女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、常時雇用する労働者の数が一定以上の民間企業等）に義務付けられています。

*3 **固定的性別役割分担意識**：「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等の男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことです。



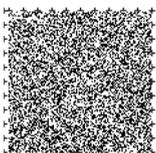
2 計画策定の背景

(1) 男女共同参画を取り巻く世界の動向

男女共同参画社会*¹の形成に向けた取組は、国際社会における動向と密接な関係を有しています。国際連合は昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定めるとともに、昭和51年(1976年)から60年(1985年)までの10年間を「国連婦人の10年」と決めました。また、昭和54年(1979年)に行われた第34回国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)*²」が採択されました。これらの取組は、世界の女性の自立と地位の向上、差別の撤廃に大きな進展をもたらすこととなりました。

平成7年(1995年)に中国・北京で行われた第4回世界女性会議では、国際的な男女共同参画の取組の規範となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。それから20年後の平成27年(2015年)には、「第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)」が開催されるとともに、同年には国連本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」では、17の目標のうちの一つとして、「ジェンダー*³平等を実現しよう」という目標が掲げられています。

- *1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。
- *2 **女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)**：女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係などあらゆる分野での男女の平等を規定した国際条約です。昭和56年(1981年)に発効し、日本は昭和60年(1985年)に批准しました。
- *3 **ジェンダー**：人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。



(2) 男女共同参画を取り巻く国や埼玉県の動向

① 国の動向

平成 27 年 8 月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」*¹に基づき、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための施策が展開されており、国や地方公共団体、大企業を中心に行動計画の策定と女性の活躍に関する情報の公開が行われています。政府は、同法に基づき「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を定めるとともに、女性の活躍を加速するため、「女性活躍加速のための重点方針」を毎年度決定して、施策を各府省の概算要求に反映させる仕組みを設けています。令和元年 5 月には、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大（常時雇用する労働者が 101 人～300 人の事業主を新たに義務付け）、情報公表の強化、ハラスメント*²対策の強化等の措置を講ずることを内容とする改正女性活躍推進法が制定されました。

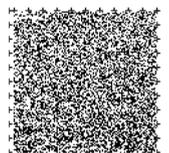
また、平成 30 年 5 月には、衆議院等の議員の選挙において男女の候補者数ができるかぎり均等になることを目指して行われること等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律*³」が制定されました。さらに同年 6 月には、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等の措置を講ずることを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。

これらを踏まえ、政府は令和 2 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定しました。同計画の基本的な方針においては、男女共同参画基本計画の“目指すべき社会”として、次の 4 点を掲げています。

* 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）：女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、常時雇用する労働者の数が一定以上の民間企業等）に義務付けられています。

* 2 ハラスメント：セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の嫌がらせやいじめ行為のことです。

* 3 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律：衆議院・参議院及び地方議会の選挙において男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めること等を定めた法律です。



- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

国際的な動向と呼応する取組として、政府は令和12年（2030年）までに国内外においてSDGsを達成するための中長期的な国家戦略として、令和元年12月に「SDGs実施指針改定版」を策定しました。その中では、8つの優先課題の1番目に「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー*¹平等の実現」が位置付けられているほか、ジェンダー*¹平等については、全ての課題への取組において主流化する必要のある分野横断的課題として取組を推進していくこととされています。

② 埼玉県の動向

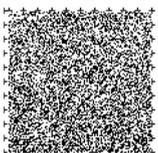
埼玉県においては、平成29年3月に策定した「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づき、県民、事業者、民間団体及び市町村等と連携して、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。同計画は令和3年度に最終年度を迎えることから、令和2年度に「男女共同参画に関する意識・実態調査」が実施されており、令和3年度中に次期計画が策定される予定です。

また、平成29年3月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*²」に基づき、埼玉県のドメスティック・バイオレンス（DV）*³に関する施策の総合的な計画として、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」が策定されました。

*1 ジェンダー：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

*2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律のことです。

*3 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者（元配偶者）や恋人など親密な間柄でふるわれる暴力のことで、体を傷つける暴力、大声で怒鳴る、大切なものを壊す、性的行為を強要する、生活費を渡さない、子どもを利用して脅す等の行為が該当します。DVは犯罪ともなる許されない行為であり、重大な人権侵害です。



(3) 男女共同参画に関する坂戸市の取組

坂戸市では、平成7年度を初年度とする「さかど女性プラン」（計画期間：平成7年度～平成13年度）、平成14年度を初年度とする「第2次坂戸市男女共同参画基本計画「さかど男女共同参画プラン」（計画期間：平成14年度～平成23年度）、平成24年度を初年度とする「第3次坂戸市男女共同参画基本計画（前期計画）「さかど男女共同参画プラン」（計画期間：平成24年度～平成28年度）を策定するとともに、「第3次坂戸市男女共同参画基本計画（後期計画）「さかど男女共同参画プラン」（計画期間：平成29年度～令和3年度。以下「現行計画」といいます）を平成29年3月に策定し、男女共同参画の視点に立って総合的かつ計画的に施策の推進を図ってきました。この間、平成16年6月には「坂戸市男女共同参画推進条例」を制定し、市、事業者、市民の責務を明らかにしながら、男女共同参画社会*¹の実現を目指してきました。

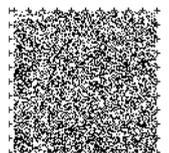
令和2年度には、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、第4次坂戸市男女共同参画基本計画の策定や今後の施策推進のための基礎資料とすることを目的として、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。また、令和2年10月には、性的少数者*²の社会生活における利便性と支障の緩和を目的として、「坂戸市パートナーシップ宣誓制度*³」を始めました。

●.....●

*1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

*2 **性的少数者**：レズビアン（Lesbian 女性の同性愛者）、ゲイ（Gay 男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual 両性愛者）など性的指向（恋愛の対象になる性）が同性や両性に向いている人や、トランスジェンダー（Transgender）のように心の性と身体の性に違和感を持つ人（4つの頭文字をとってLGBTといいます。）等の人の総称です。

*3 **坂戸市パートナーシップ宣誓制度**：性的少数者の二人が人生のパートナーであることを市に宣誓し、市は宣誓書受領書等を交付する制度です。性的少数者の社会生活における利便性と支障の緩和の一助を目的とし、令和2年10月1日から実施しています。



3 計画の性格

(1) 法的根拠等

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けられるものです。あわせて、坂戸市DV防止基本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*¹」第2条の3第3項に規定する坂戸市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）に相当するとともに、坂戸市女性活躍推進計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*²」第6条第2項に規定する坂戸市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）に相当するものです。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」、埼玉県「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえた計画です。

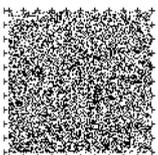
(2) 坂戸市の上位計画等との関係

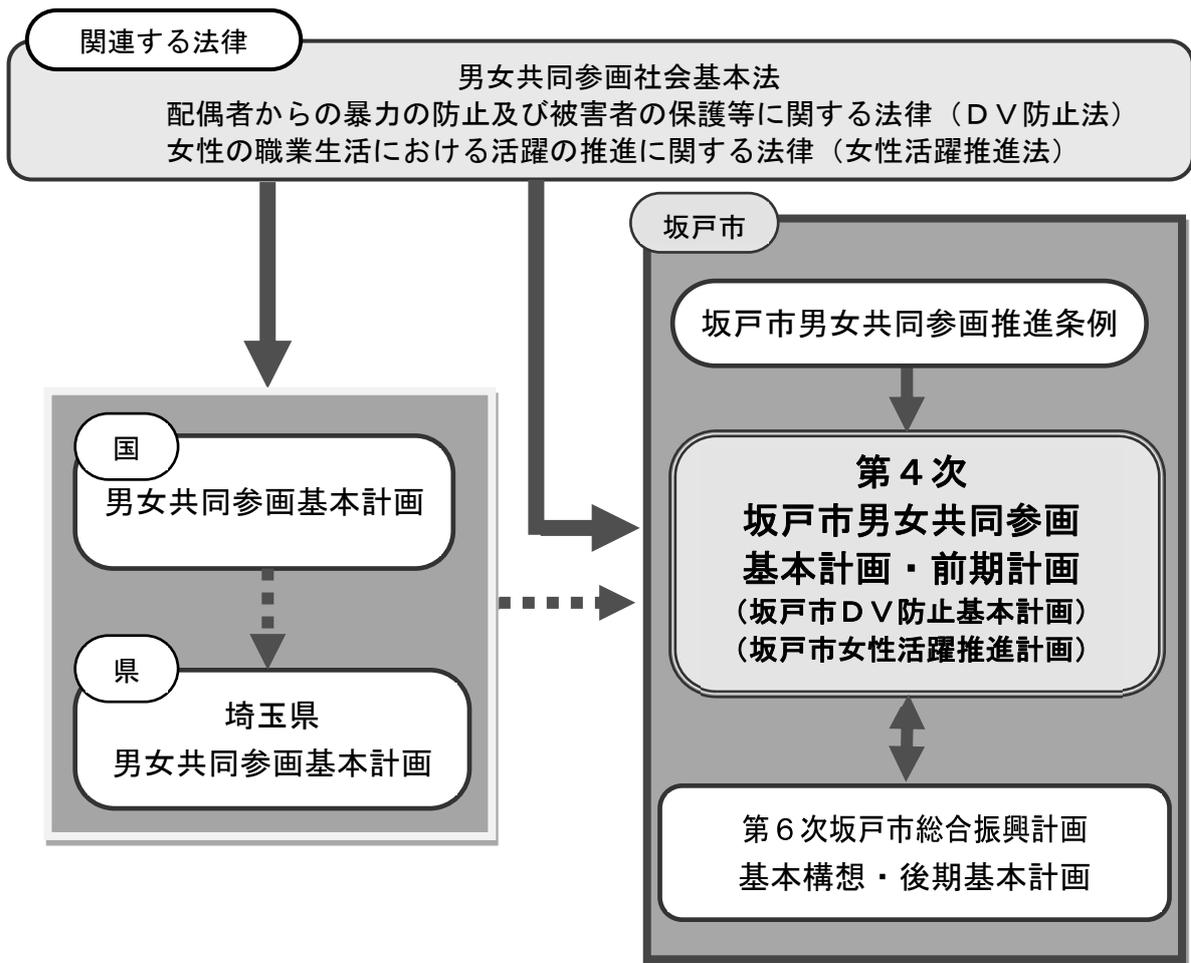
本計画は、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえた「坂戸市男女共同参画推進条例（平成16年条例第14号）」第11条に基づく基本計画として位置付けられるものです。

また、坂戸市の市政運営の基本を示す「第6次坂戸市総合振興計画基本構想・後期基本計画」における男女共同参画に係る分野別計画の役割を担うものであり、上位計画である総合振興計画との整合を図っています。

●.....●
*1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律のことです。

*2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、常時雇用する労働者の数が一定以上の民間企業等）に義務付けられています。

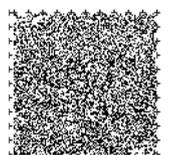




(3) 計画の特徴

本計画は、坂戸市の男女共同参画社会*を実現するための実効性のある基本計画とする観点から、現行計画との連続性に配慮するとともに、中長期的展望に立ち総合的な施策を推進するための指針として位置付けられるものです。また、目標を明確に示す施策の体系とし、適切な進行管理を実施するために数値目標を設定します。

* 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。



(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関係

令和12年（2030年）までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて、我が国では令和元年12月に「SDGs実施指針改定版」を定めています。本計画は、SDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」を意識し、17の目標の1つである「ジェンダー*平等を実現しよう」の達成を目指す計画として位置付けます。

4 計画の期間

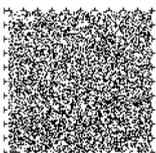
本計画の期間は、令和4年度～令和13年度の10年間とし、前期、後期に区分します。前期計画の計画期間は令和4年度～令和8年度の5年間、後期計画の計画期間は令和9年度～令和13年度の5年間とします。

中間年度である令和8年度には、前期期間の事業の検証等を行うとともに、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえて見直しを行い、「第4次後期計画」を策定するものとします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	
	前期計画（令和4年度～令和8年度 5年間）										
					見直し	後期計画（令和9年度～令和13年度 5年間）					

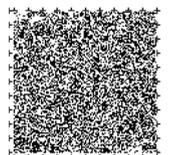
5 計画の策定体制

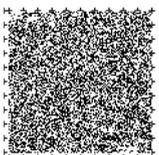
本計画の策定に当たっては、令和2年度に市民意識調査（「男女共同参画に関する市民意識調査」）を実施し、坂戸市の男女共同参画に関する市民の意識及び実態を把握しました。令和3年度は「男女共同参画審議会」（学識経験者をはじめ、関係機関代表者、各種団体の代表者、公募市民等で構成）や「男女共同参画推進庁内連絡会議」「男女共同参画基本計画策定部会」（庁内の関係部署の職員で構成）等において計画案の内容を審議しました。また、本計画の素案に対する「市民コメント」を実施しました。



* **ジェンダー**：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

第2章 坂戸市の現状



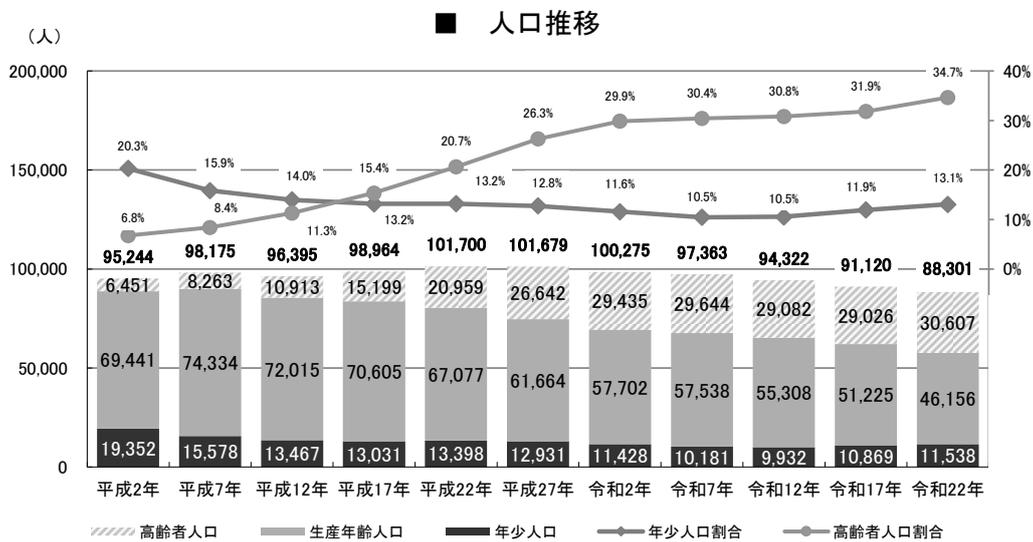


1 人口・世帯等の状況

(1) 人口の状況

坂戸市の総人口は、平成22年をピークに減少傾向にあります。また、全国的な傾向と同様に少子・高齢化が進んでおり、高齢者人口割合は上昇、年少人口割合は減少傾向にあります。

第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の「人口ビジョン」における展望人口によると、今後も総人口が減少を続け、令和22年には9万人を下回る見込みです。高齢者人口割合は引き続き増加を続け、令和7年に30%に達することが予測されています。



※ 令和2年以前は国勢調査。令和7年以降は第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」における展望人口

第1章

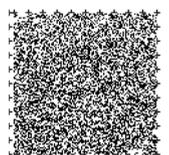
第2章

第3章

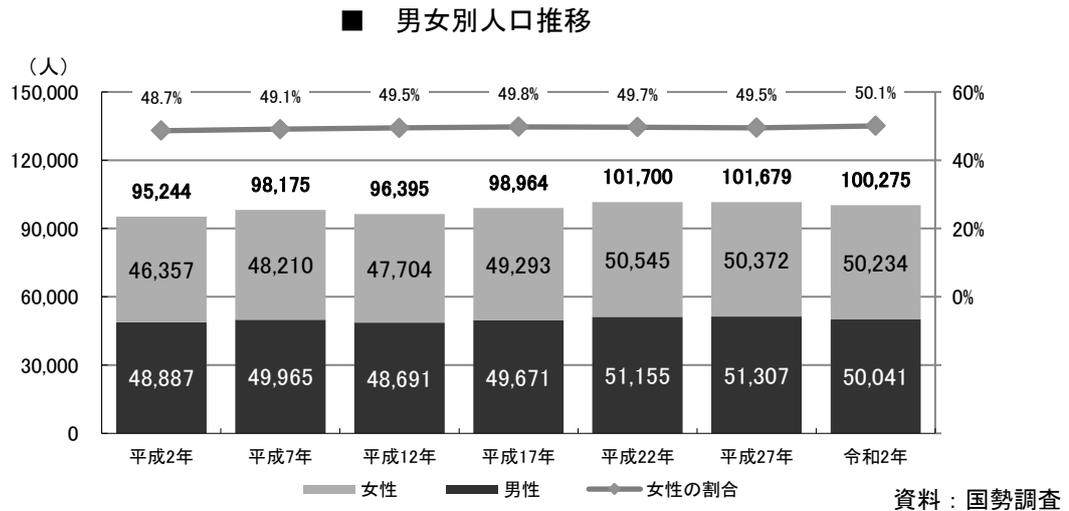
第4章

第5章

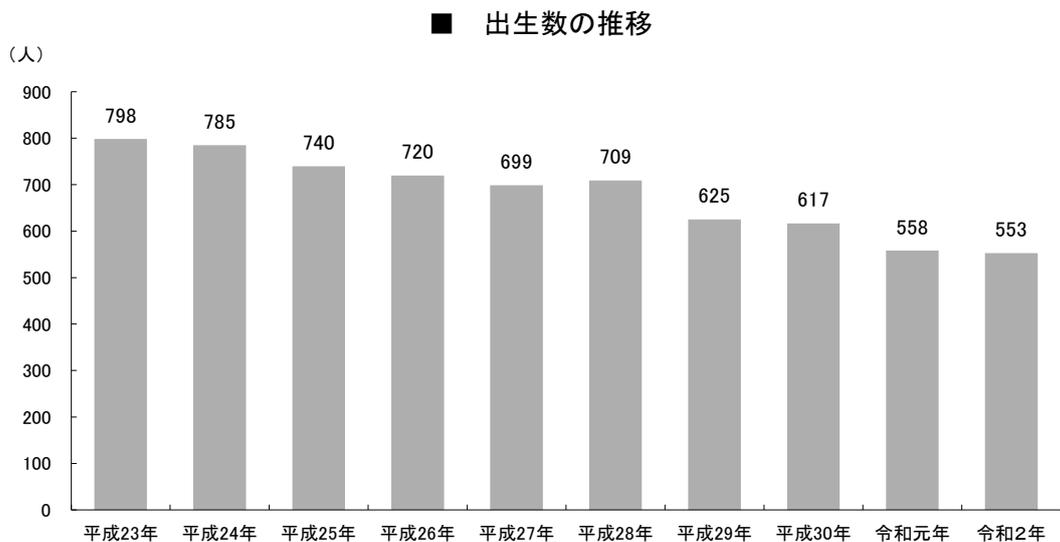
資料編



坂戸市の人口を男女別に見ると、ほぼ1：1の割合で推移しています。

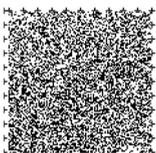


坂戸市の出生数は、平成27年から28年にかけて増加が見られたものの、全体として減少傾向にあります。令和元年以降は600人を下回っており、令和2年で553人となっています。



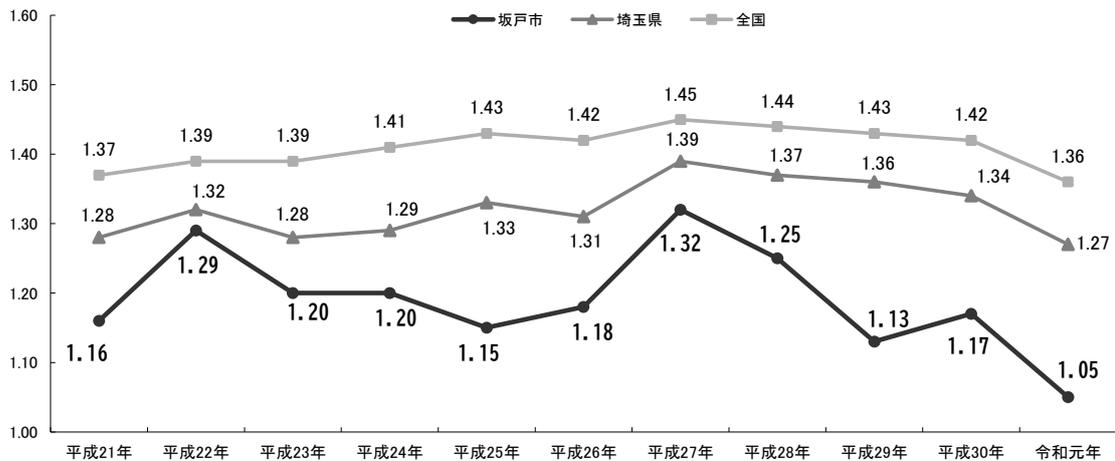
資料：住民基本台帳

坂戸市の合計特殊出生率*は、増減を繰り返しながら低下傾向にあります。令和元年の坂戸市の合計特殊出生率*は1.05であり、平成21年以降、全国平均値及び埼玉県平均値を一貫して下回っています。全国、埼玉県、坂戸市とも、人口を維持するために必要とされる値2.07を大きく下回る状態が続いています。



* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当します。

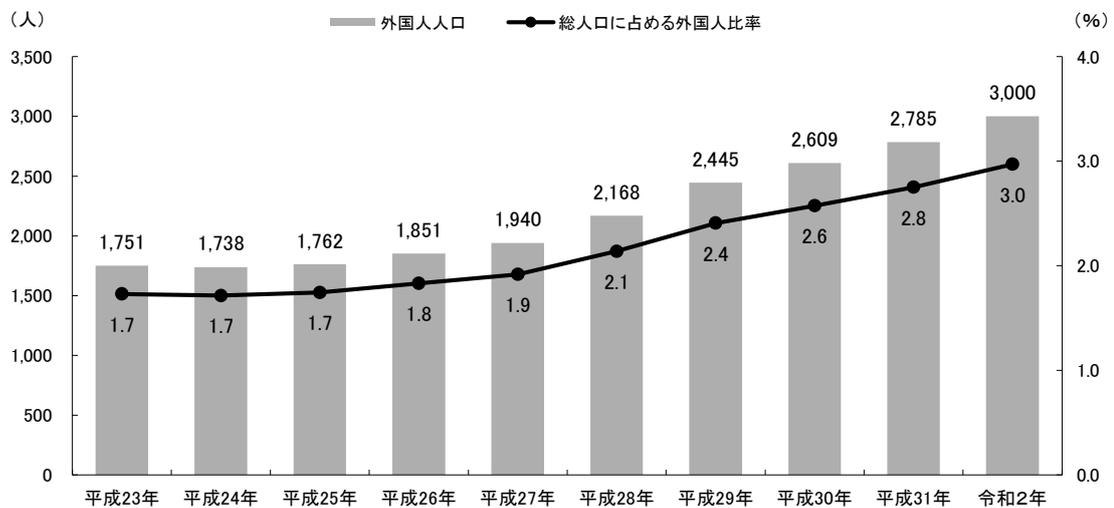
■ 合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県資料

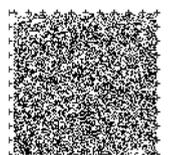
坂戸市の外国人人口は平成 25 年以降増加を続けており、令和 2 年 1 月 1 日時点で 3,000 人となっています。総人口に占める外国人比率については、平成 26 年以降増加を続けており、令和 2 年時点で 3.0%となっています。

■ 外国人人口の推移



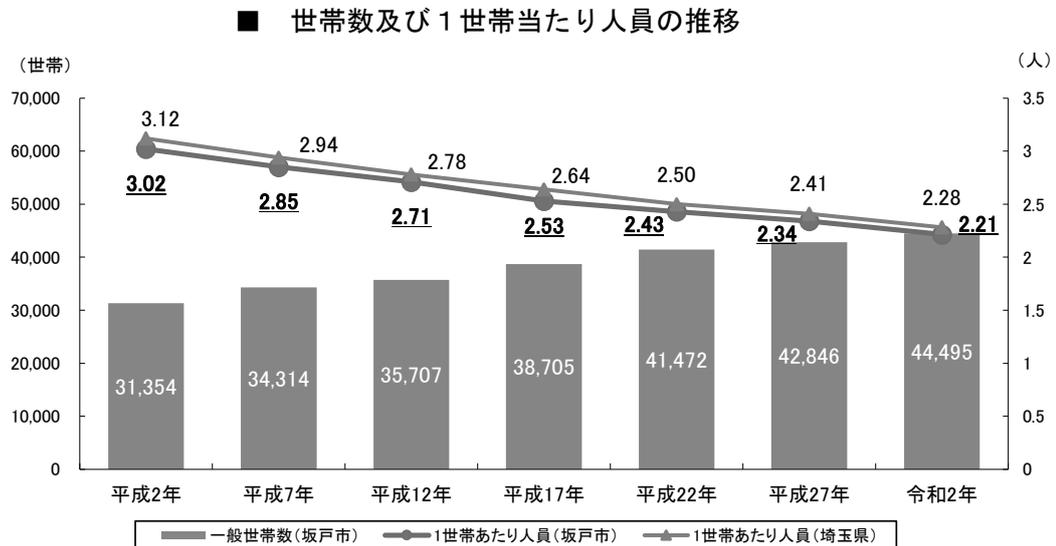
※ 各年 1 月 1 日現在

資料：住民基本台帳



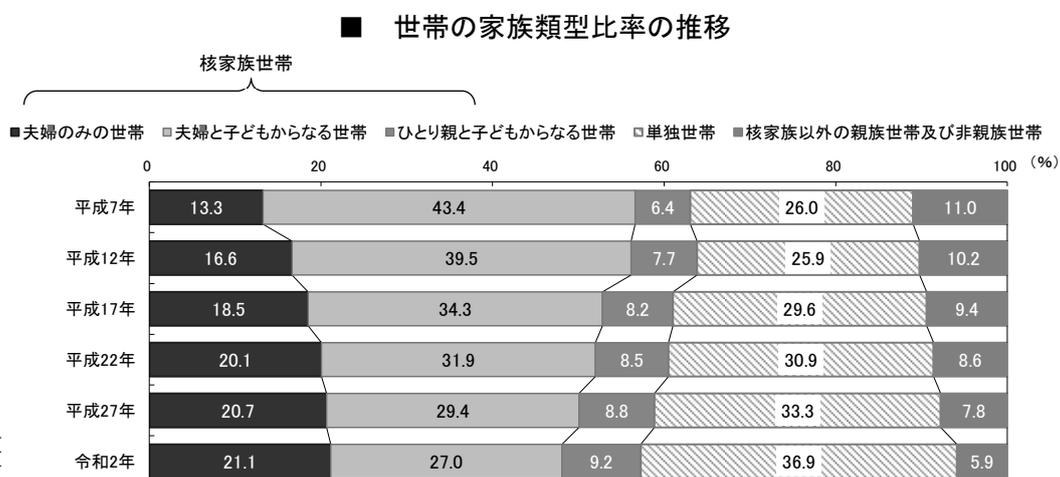
(2) 世帯の状況

坂戸市における一般世帯数は増加を続けていますが、1世帯あたり人員は埼玉県平均と同様に減少を続けています。令和2年の坂戸市の1世帯あたり人員は2.21人であり、県内63の市町村のうち10番目に小さい数値となっています。

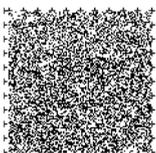


資料：国勢調査

坂戸市の世帯の家族類型比率の推移を見ると、単独世帯の割合は平成17年から増加を続けており、平成22年以降は全体の3割台となっています。核家族世帯については平成7年から22年にかけて6割強を占めていましたが、減少傾向にあり、平成27年には6割を下回りました。核家族世帯の内訳を見ると、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもからなる世帯が増加を続けている一方で、夫婦と子どもからなる世帯は減少を続けており、平成27年には全体の3割を下回りました。近年、坂戸市においては夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもからなる世帯、単独世帯の割合が徐々に増加していることが分かります。



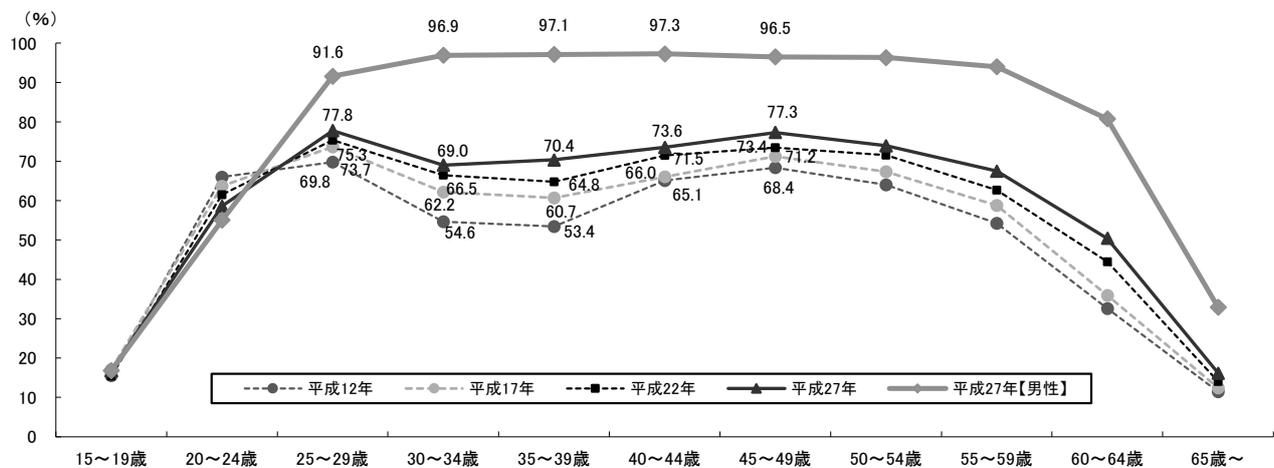
資料：国勢調査



(3) 就労・雇用環境

坂戸市の女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ*）は、従来 30 歳～39 歳を中心に比率が低い形が特徴となっており、その背景に 30 歳前後で結婚や出産のために離職する傾向があるものと考えられてきました。近年、ほとんどの年代で労働力率が上昇しており、M字の状態が解消に向かっていますが、大半の年代において男性の労働力率を大きく下回る状態となっています。

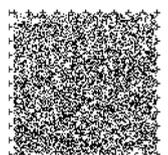
■ 坂戸市の女性の年齢階級別労働力率の推移



※ 労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

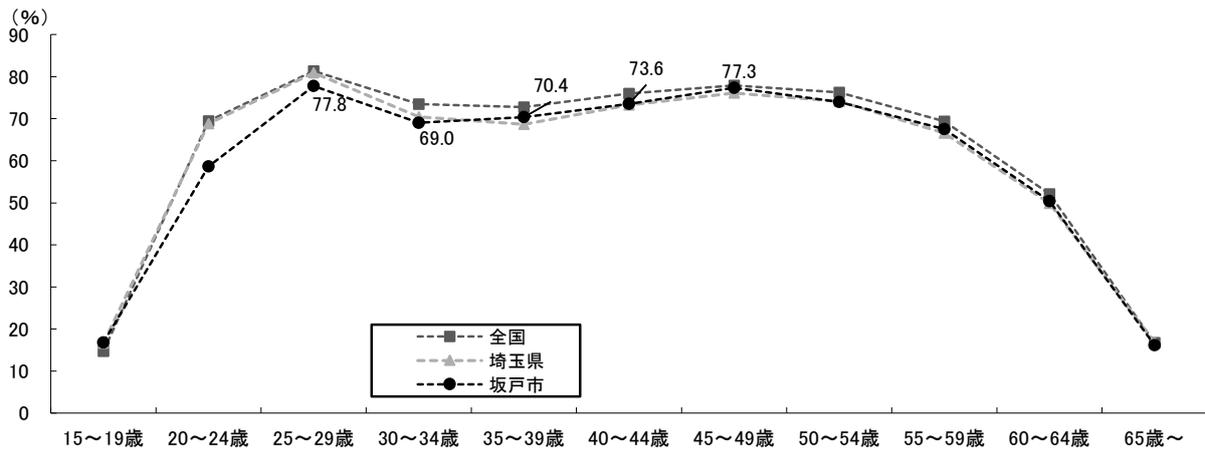
資料：国勢調査

* **M字カーブ**：女性の労働力率を年齢階層別にグラフ化したときの形のことで、30歳代が谷、20歳代後半と40歳代後半が山となり、アルファベットのMの字のような形になります。背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するといったことがあります。



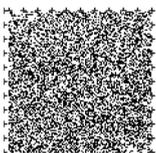
女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ*）は、全国、埼玉県、坂戸市とも解消に向かっています。坂戸市の女性の年齢階級別労働力率は、35歳～49歳と55歳～64歳で埼玉県を上回っているものの、20歳以上の各年代で全国の値を下回っています。また、20歳～34歳、50歳～54歳、65歳以上では全国及び埼玉県を下回っています。

■ 全国、埼玉県、坂戸市の女性の年齢階級別労働力率



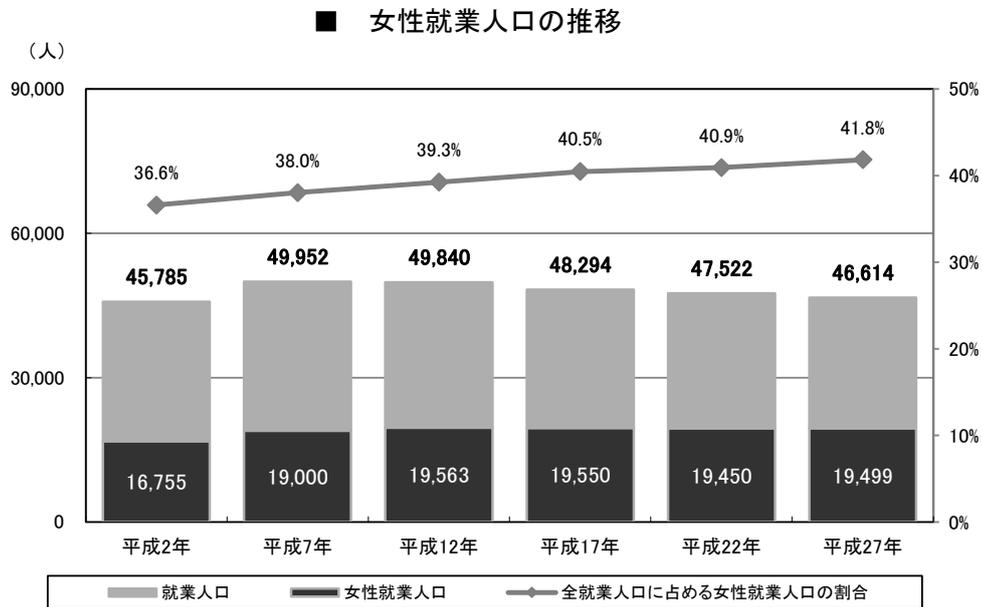
※ 労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

資料：国勢調査（平成27年）



* M字カーブ：女性の労働力率を年齢階層別にグラフ化したときの形のことで、30歳代が谷、20歳代後半と40歳代後半が山となり、アルファベットのMの字のような形になります。背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するといったことがあります。

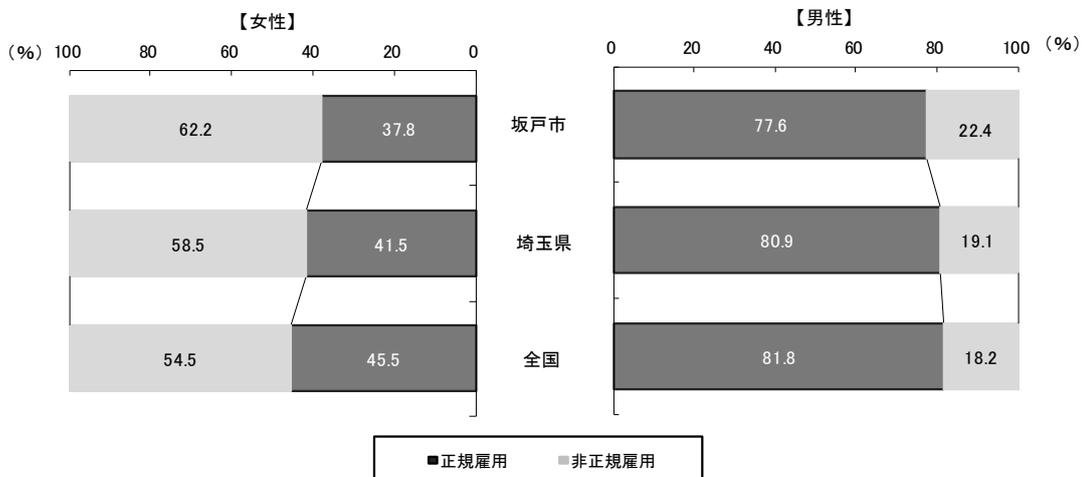
坂戸市の全就業人口は平成7年をピークに減少傾向にあるものの、女性の就業人口は平成12年以降ほぼ横ばいとなっています。全就業人口に占める女性就業人口の割合は増加傾向が続いており、平成17年以降は4割強となっています。



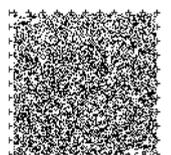
資料：国勢調査

就業者の雇用形態を見ると、男性の正規雇用率は全国・埼玉県で8割強、坂戸市で8割弱となっています。一方、女性の正規雇用率は全国・埼玉県が4割台、坂戸市では4割弱となっており、男性に比べて女性の正規雇用率が低いことが分かります。坂戸市は男女ともに全国及び埼玉県よりも正規雇用の割合が低くなっています。

■ 全国、埼玉県、坂戸市の就業者の男女別雇用形態



資料：国勢調査（平成27年）



2 第3次計画（後期計画）期間中の取組状況

平成29年3月に策定した現行計画では、基本目標に基づき9項目の数値目標を設定しました。現行計画における目標値に対する結果（令和2年度時点の状況）は、下記のとおりです。

○ 基本目標Ⅰ「男女共同参画の意識づくり」

主要課題	数値目標	計画策定時	目標値 (令和2年度)	令和2年度
1	社会全体が平等となっていると感じている人の割合	30.9% (平成27年度)	40%	29.0%
	固定的性別役割分担について同感しない人の割合	51.6% (平成27年度)	80%	54.1%
2	男女共同参画の視点に立ったキャリア教育*1の実施	100% (平成27年度)	100%	100%
	男女共同参画の視点に立った教職員の研修会の実施	100% (平成27年度)	100%	100%

○ 基本目標Ⅱ「市民とともにつくる男女共同参画のまちづくり」

主要課題	数値目標	計画策定時	目標値 (令和2年度)	令和2年度
1	『ワーク・ライフ・バランス*2』の認知度	26.4% (平成27年度)	40%	40.3%
	保育園の待機児童数	0人 (平成28年4月1日)	0人	0人
	ファミリー・サポート・センター*3登録会員数	403人 (平成27年度末)	450人	386人
2	審議会等における女性委員の割合	31.1% (平成28年4月1日)	35%	26.1% (令和3年4月1日)

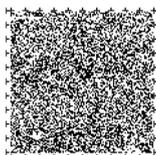
○ 基本目標Ⅲ「配偶者等からの暴力の根絶」

主要課題	数値目標	計画策定時	目標値 (令和2年度)	令和2年度
1	何らかのDV被害を受けた人の割合	40.1% (平成27年度)	0%	27.1%

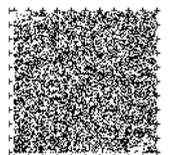
*1 キャリア教育：児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育のことです。これまでの進路指導の枠組みにとどまらず、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」など、将来働くために必要な意欲・能力を培うものです。

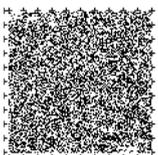
*2 ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

*3 ファミリー・サポート・センター：育児等の援助を受けたい市民（利用会員）と手助けをしたい市民（協力会員）が登録し、会員同士による相互援助活動のあっせんを行う事業のことです。



第3章 計画の基本的な考え方





1 計画の基本理念

—みんなで創る男女共同参画社会*

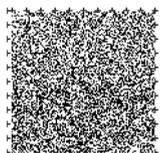
女性も男性も、お互いを対等な一人の人間として尊重し合いながら、ともに対等なパートナーとして生きていくことのできる社会を創ることは、私たちの責務であるといえます。

しかしながら、今日の社会では、「男らしさ」「女らしさ」といった固定的・典型的な枠組みにとらわれて、市民一人ひとりが自らの個性を十分に発揮できていない面も見られます。

坂戸市は、全ての市民が精神的・経済的・社会的に自立した個人として平等な立場で社会に参画し、性別や年代を問わず、誰もがともに責任を担い、個性を自由に発揮して多様な生き方を選択できるような社会の実現を目指します。

ポストコロナ（新型コロナウイルス感染症の収束後）を見据え、私たちが目指す社会の概念は、男女共同参画社会基本法が位置付けている「男女共同参画社会*」に通じるものであるとともに、国際連合の「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念「誰一人取り残さない」とも一致するものです。

* **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。



本計画の基本理念「みんなで創る男女共同参画社会*」の実現に向けては、次の6点を踏まえて進めます。(坂戸市男女共同参画推進条例第3条)

男女の人権を大切にしよう

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行います。

男女の決められた習慣やきまりを見直そう

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮します。

**みんなで参画
みんなで決めよう**

男女共同参画の推進は、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として行います。

**家庭や社会活動を
両立させよう**

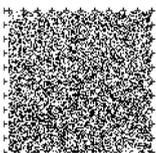
男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就学、就労、その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として行います。

**みんなが
かけがいのない
命を大切にしよう**

男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として行います。

**世界の人々と
力を合わせよう**

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行います。



* 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、計画を推進するための基本的な方向性としての4つの基本目標を設定します。また、それぞれの基本目標をより具体化させたものとして、主要課題及び施策の方向を掲げます。

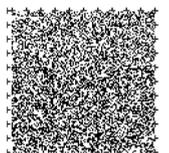
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

家庭や職場、地域活動の場、教育の場など、あらゆる場所に男女双方が対等な立場で参画し、支え合いながら生活することは、豊かで成熟した社会では自然なことであると考えます。女性や若年層を中心に「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識*を否定する傾向が強まっているものの、依然としてこうした意識が根強く残り、女性に比べ男性が優遇されているという意識が主流を占めています。

こうしたことから、男女が同じ立場でともに人権を尊重し合いながら、個性や能力を発揮できる男女共同参画の意識づくりを進めるとともに、男女共同参画の視点に立った学校教育や生涯学習等の推進に努めます。

- ・ 主要課題1 男女共同参画意識の確立
- ・ 主要課題2 教育・学習活動の推進

* 固定的性別役割分担意識：「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等の男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことです。



基本目標Ⅱ 市民一人ひとりがあらゆる分野に参画し活躍できる環境づくり

私たちが目指す男女共同参画社会*¹は、性別を問わず誰もが自ら希望する分野に参画し、活動できる社会です。我が国では政治分野や行政分野をはじめ、企業や各種団体等の意思決定過程への女性の参画に向けた取組が進みつつありますが、いまだ十分な水準に達しているとはいえません。坂戸市においても、審議会等委員に占める女性の割合の増加が期待されています。

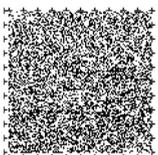
また、長時間労働を前提とした男性中心型の労働慣行は、男性が仕事のみを追われ、家事・育児等への参画を阻む要因となっていました。「働き方改革」により、誰もが仕事と家事・育児・介護、地域・個人の活動に主体的に関わり、ワーク・ライフ・バランス*²（仕事と生活の調和）の実現を図ることを通して、一人ひとりの希望に応じた多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す必要があります。

こうしたことを念頭に、仕事・家庭生活における男女共同参画の促進、政策・方針決定過程への女性の参画促進、地域活動や防災における男女共同参画の促進に努めます。

- ・主要課題1 仕事・家庭生活における男女共同参画の促進
- ・主要課題2 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・主要課題3 地域社会における男女共同参画の促進

*1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

*2 ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。



基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境づくり

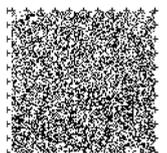
少子・高齢化に伴う人口減少社会の到来や未婚・単独世帯の増加、デジタル化の進展をはじめとした社会情勢の変動の中で、今日の私たちは新型コロナウイルス感染症に代表される疾病など様々な形態の危険（リスク）と常に隣り合わせの状態で見守られているといえます。このようなリスクに対しては、一人ひとりの市民が意識を持つことが重要ですが、市には市民誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進することが求められています。

誰もが思春期から妊娠・出産期、更年期、老年期にかけて、様々な健康課題に直面します。一人ひとりの市民が自身の健康状態に応じて適切な自己管理を行うとともに、男女が互いに性や健康についての課題を理解し、配慮し合いながら生活することが必要です。あわせて、個人の尊厳に関わる大切な問題である性の多様性*について十分に理解し、誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会とすることが必要です。

また、地域には様々な生活上の困難を抱え、支援を必要としている人々が暮らしています。ひとり親家庭の人や高齢者、障害者、外国人、家族・親族を介護している人等に対する支援に取り組み、誰もが多様性を尊重し、心を通わせ合いながら、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

- ・主要課題1 生涯を通じた心身の健康づくり
- ・主要課題2 多様性の尊重と生活上の困難の解消に向けた支援

* 性の多様性：性のあり方には、「身体の性（生物学的性）」だけでなく、「心の性（性自認）」、「恋愛の対象になる性（性的指向）」、「性別表現（表現する性）」等の要素があり、その組合せは多様です。



基本目標Ⅳ 暴力のない環境づくり

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会*¹を実現する上で克服すべき重要な課題の一つです。性暴力・性犯罪、児童虐待や高齢者虐待・障害者虐待は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、暴力を容認しない社会的認識を定着させることなど、暴力根絶に向けた取組の充実が求められます。セクシュアル・ハラスメント*²やパワー・ハラスメント*³をはじめとした各種ハラスメント*⁴は、就労の場や教育の場、地域社会など様々な場所で発生するものであり、根絶に向けてきめ細かい対応が求められます。

配偶者からの暴力（DV）は主に家庭内で発生することから、被害の潜在化と長期化・深刻化が懸念されます。DV防止法に基づき、DVは重大な人権問題であるということを広く市民に周知し、相談体制の充実や関係機関との連携強化を通して、被害の根絶と被害者の早期発見、早期対応等に努めます。

- ・ 主要課題1 あらゆる暴力の根絶
- ・ 主要課題2 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発
- ・ 主要課題3 相談体制の充実と関係機関との連携

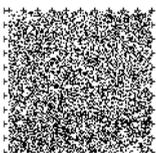
●.....●

*1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

*2 **セクシュアル・ハラスメント**：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目へ触れる場所へのわいせつな写真等の掲示など、様々な例があります。

*3 **パワー・ハラスメント**：職場や教育の場等において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境等を悪化させる行為のことです。

*4 **ハラスメント**：セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の嫌がらせやいじめ行為のことです。



3 数値目標

計画の達成度合いを客観的に評価するため、本計画では基本目標Ⅰ～Ⅳごとに数値目標を設定します。

○ 基本目標Ⅰ「男女共同参画の意識づくり」

主要課題	数値目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1	社会全体として女性と男性の地位が平等となっていると思う人の割合	14.7%	30%
	「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担の考えについて同感しない人の割合	54.1%	80%
2	学校教育の場が女性と男性の地位が平等となっていると思う人の割合	52.1%	70%

○ 基本目標Ⅱ「市民一人ひとりがあらゆる分野に参画し活躍できる環境づくり」

主要課題	数値目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1	「ワーク・ライフ・バランス*1」という言葉について「よく知っている」「だいたい意味は分かる」という人の割合	40.3%	60%
	保育園の待機児童数	0人	0人
2	審議会等における女性委員の割合	26.1% (令和3年4月1日)	40%
3	女性職員を配置している避難所の割合	80.0%	100%

○ 基本目標Ⅲ「誰もが安心して暮らせる環境づくり」

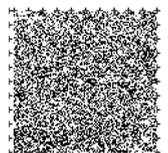
主要課題	数値目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1	乳がん検診、子宮頸がん検診の受診者数	乳がん 1,164人 子宮頸がん 1,228人	乳がん 1,400人 子宮頸がん 1,650人

○ 基本目標Ⅳ「暴力のない環境づくり」

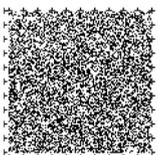
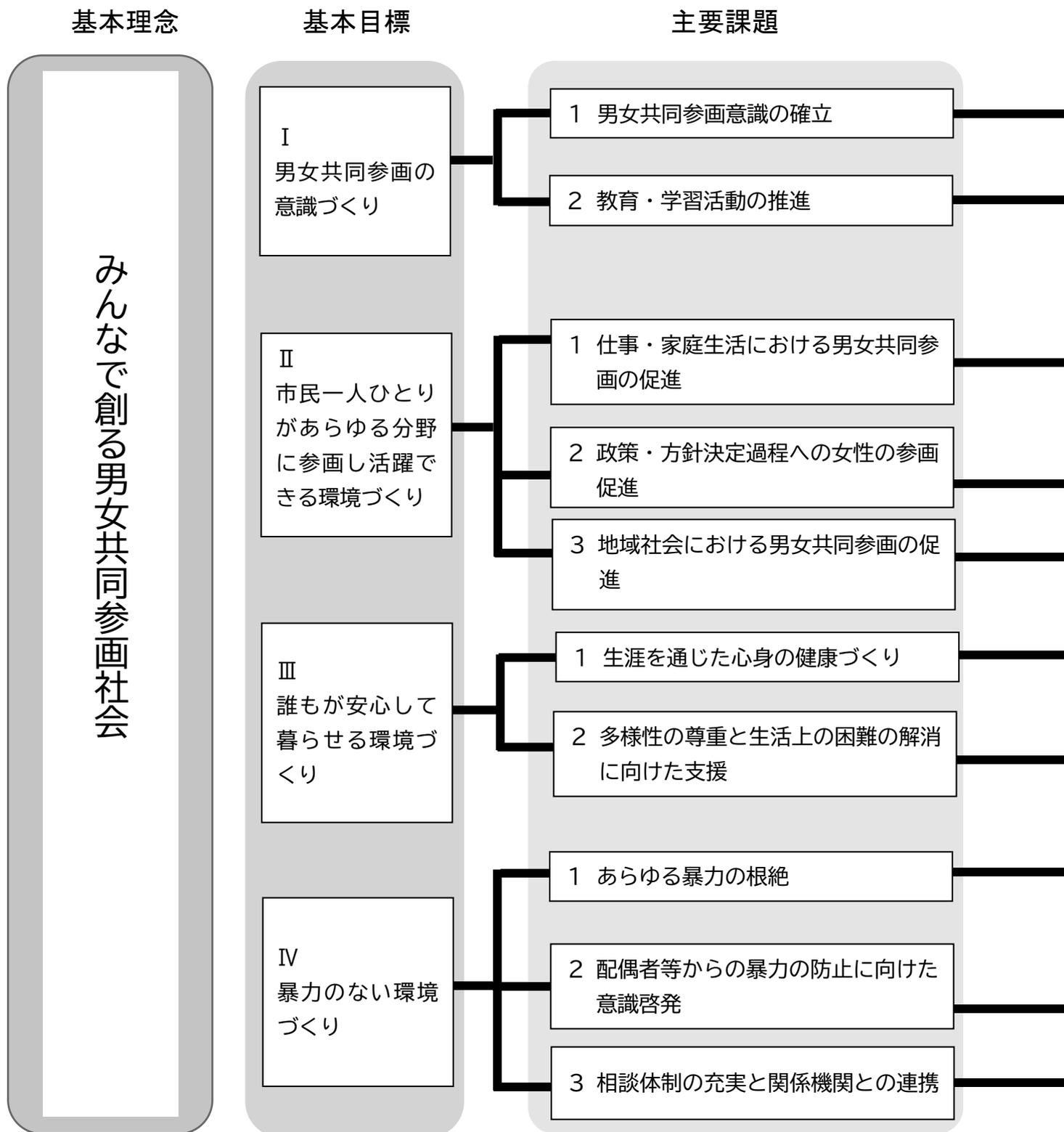
主要課題	数値目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
1	「ドメスティック・バイオレンス(DV)*2」という言葉について「よく知っている」「だいたいの意味はわかる」という人の割合	84.6%	95%
2	配偶者からの暴力(DV)を受けた際に誰かに相談した人の割合	45.6%	60%

*1 ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

*2 ドメスティック・バイオレンス(DV)：配偶者(元配偶者)や恋人など親密な間柄でふるわれる暴力のことで、体を傷つける暴力、大声で怒鳴る、大切なものを壊す、性的行為を強要する、生活費を渡さない、子どもを利用して脅す等の行為が該当します。DVは犯罪ともなる許されない行為であり、重大な人権侵害です。



4 施策の体系



施策の方向

1 人権尊重、男女共同参画意識の浸透

- 1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

坂戸市女性活躍推進計画

- 1 働く場における女性の活躍に向けた取組の支援
- 2 女性の就労支援の充実
- 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた働き方の見直し
- 4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた子育てや介護の環境整備

1 意思決定の場への女性の参画促進

- 1 地域活動等における男女共同参画の促進
- 2 防災における男女共同参画の推進

- 1 互いの性や健康に関する理解の促進
- 2 ライフステージにあわせた健康づくりへの支援

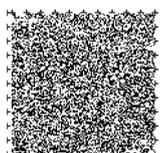
- 1 性の多様性の理解促進
- 2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

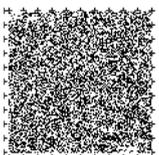
- 1 あらゆる暴力の防止に向けた取組の充実
- 2 各種ハラスメントの防止に向けた取組の充実

坂戸市DV防止基本計画

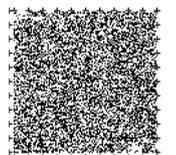
1 暴力を許さない意識の醸成

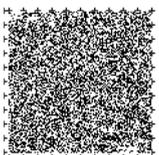
- 1 被害者への支援体制の充実
- 2 関係機関との連携の推進





第4章 施策の展開





基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

主要課題 1 男女共同参画意識の確立

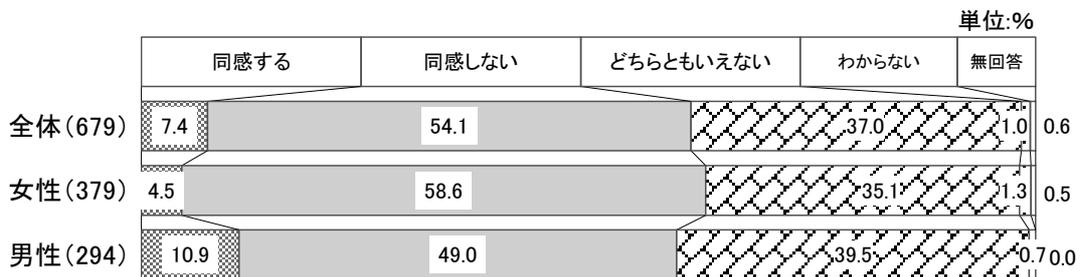
● 現状と課題

坂戸市をはじめ、我が国全体としての男女共同参画社会*の実現に向けた取組により、以前と比べて男女平等に関する社会の意識は変化しつつありますが、依然として社会全体としては女性よりも男性の方が優遇されているという意識が残っています。

坂戸市の意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に同感しない人が5割台半ばを占めています。一方、社会全体としての女性と男性の地位について、回答者全体の3人に2人は男性が優遇されていると認識しており、平等であるという回答は1割台半ばにとどまっています。分野別に見ても、政治の場、社会通念・習慣・しきたりなどで男女の地位が平等であるという回答は1割前後と、低い割合となっています。

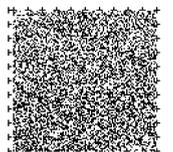
男女がともに尊重し合い、性別による差別的取扱いを受けず、それぞれの個性と能力を發揮し、自分らしい生き方ができる男女共同参画社会*の実現のためには、様々な機会を捉えて人権や男女共同参画の意義を啓発するとともに、男女共同参画に関する情報を分かりやすく提供していく必要があります。

■ 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識

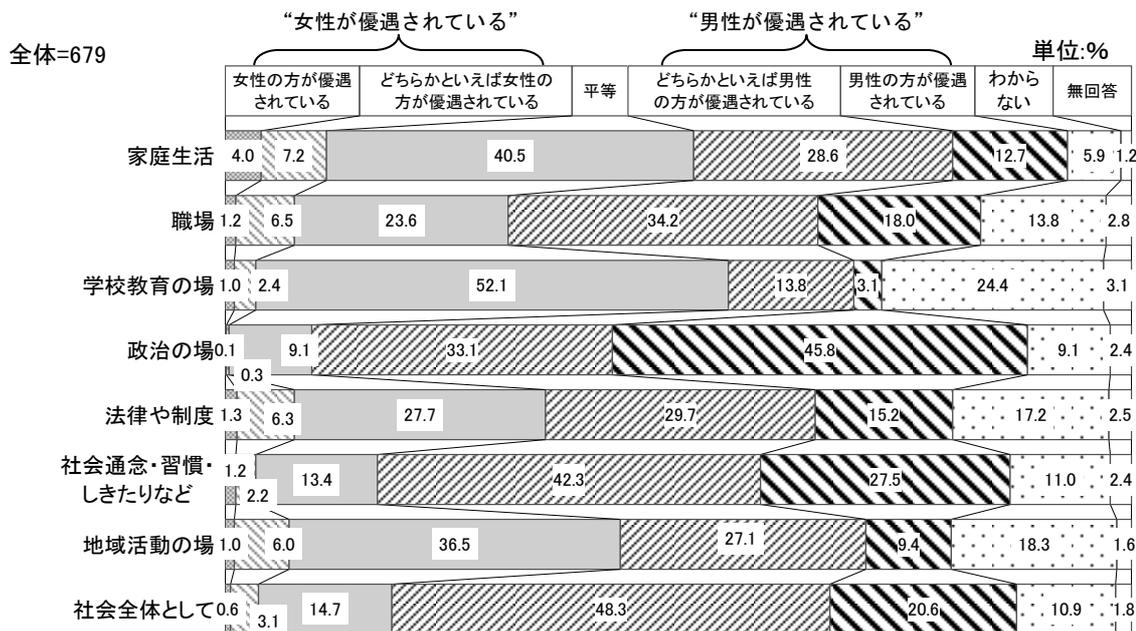


(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

* 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。



■ 各分野での男女の地位の平等感



(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

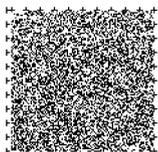
施策の方向1 人権尊重、男女共同参画意識の浸透

施策1 情報の提供、広報活動の充実

男女の人権の尊重及び男女共同参画の理解の促進のため、意識啓発や情報提供を行います。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
1	男女共同参画に関する意識啓発	継続	人権推進課
2	人権講座の開催	継続	公民館 地域交流センター
3	人権教育指導者等研修会の開催	継続	社会教育課
4	男女共同参画に関する図書や資料の収集及び情報提供	継続	人権推進課 図書館



施策2 市職員への啓発

職員一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、率先して推進していくため、研修会等により啓発を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
5	市職員人権研修会の開催	継続	職員課
6	男女共同参画職員研修会の開催	継続	人権推進課 職員課

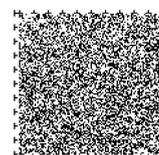
施策3 性別による固定的役割分担意識の解消

固定的性別役割分担意識*にとらわれず、一人ひとりの個性が十分発揮できるよう意識啓発に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
7	情報発信における男女共同参画の視点に立った表現の配慮	継続	人権推進課 広報広聴課
8	男女共同参画に関する講座等の開催	継続	人権推進課
9	男性の家事・育児等への参画促進を図る講座等の開催	継続	人権推進課

* 固定的性別役割分担意識：「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等の男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことです。



主要課題2 教育・学習活動の推進

● 現状と課題

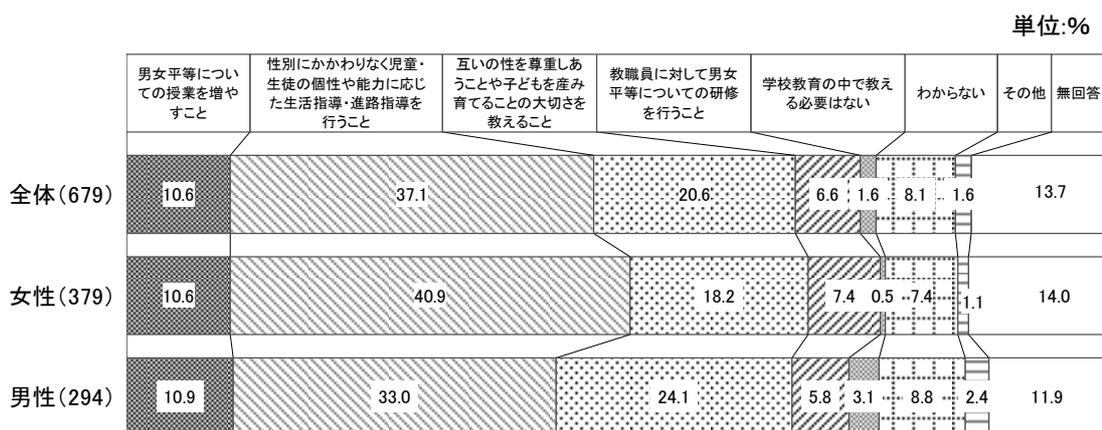
私たちが目指す男女共同参画社会*は、女性も男性も社会の様々な活動に参加する機会が与えられ、一人ひとりが夢や希望に向かって個性と能力を発揮でき、自分らしい生き方ができる社会です。その実現のためには、一人ひとりが男女共同参画の意義と必要性を正しく理解していることが前提であるといえます。

坂戸市の意識調査では、学校教育の場において女性と男性の地位が平等であるという回答は、前回調査時（平成27年度）をやや下回っています。また、学校教育の中で力を入れるべきこととして、「性別にかかわらず児童・生徒の個性や能力に応じた生活指導・進路指導を行うこと」が女性で4割、男性で3割強となっています。

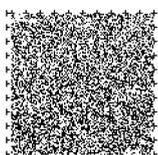
次代を担う子どもたちが性別にとらわれず、主体性を持って生きるためには、発達段階に応じた男女共同参画意識の育成が必要であり、学校教育の果たす役割は非常に重要です。市内小・中学校等における男女平等教育の更なる充実が求められます。

また、社会における男女共同参画意識の確立のためには、学校教育のみならず、家庭や地域における児童・生徒の健全育成、社会教育における幅広い市民を対象とした学習機会の提供が欠かせません。生涯学習の推進において男女共同参画の視点を意識し、学習の機会の提供や情報の発信を図る必要があります。

■ 学校教育の分野で力を入れるべきこと



(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査



* 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

施策の方向1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

施策1 男女平等教育の推進

子どもの成長過程において、人権の尊重、男女平等意識の高揚を図り、一人ひとりの心豊かな人格形成を目指します。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
10	教育活動全体における男女平等教育の取組	継続	学校教育課
11	小中学校への男女共同参画に関するパンフレット配布等による啓発	継続	人権推進課
12	男女共同参画の視点に立ったキャリア教育*の推進	継続	学校教育課

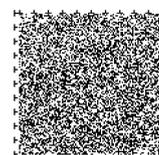
施策2 教職員への啓発

男女平等教育を推進するため、教職員への男女共同参画に関する啓発を推進します。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
13	教職員への男女共同参画に関する啓発の推進	継続	学校教育課

* キャリア教育：児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育のことです。これまでの進路指導の枠組みにとどまらず、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」など、将来働くために必要な意欲・能力を培うものです。



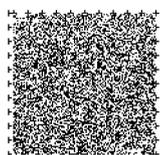
施策の方向2 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進

施策1 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

家庭の教育力の更なる向上を図るため、家庭教育の充実を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
14	家庭教育に関する学習の支援	継続	社会教育課
15	女性セミナーの開催	継続	公民館 地域交流センター
16	保護者・PTAへの意識啓発の促進	継続	学校教育課
17	家庭の日の普及啓発	継続	社会教育課



基本目標Ⅱ 市民一人ひとりがあらゆる分野に参画し 活躍できる環境づくり

主要課題1 仕事・家庭生活における男女共同参画の促進

● 現状と課題

就労は、私たちの生活にとって経済上の基盤となるものであり、自立した生活を維持するために不可欠であるとともに、働くことは自己実現にもつながります。また、性別にかかわらずその能力を十分に発揮することのできる社会づくりは、ダイバーシティ（多様性）*¹の推進にもつながり、少子高齢化が続く我が国の社会の活性化の観点からも極めて重要なことです。近年、男女雇用機会均等法*²や育児・介護休業法*³、労働基準法等の改正により、法制度の整備は進んだものの、男女間の雇用における待遇や給与等の格差は依然として存在しています。

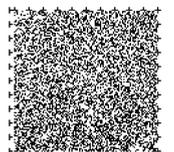
令和元年5月に改正された女性活躍推進法においては、これまで策定義務の対象外であった常時雇用労働者101人～300人の小規模事業者についても、新たに一般事業主行動計画の策定が義務付けられました（令和4年4月施行）。女性活躍推進法の制定から6年が経過する中で、今後は比較的規模の小さい事業所における取組の充実が期待されます。

坂戸市の意識調査においても、昇進・昇格に当たっての男女間格差や男女間の賃金格差など、就労の場で男性が優遇されていると考える割合は高くなっています。

● ●
*1 **ダイバーシティ（多様性）**：性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存することです。

*2 **男女雇用機会均等法**：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のことです。女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としています。

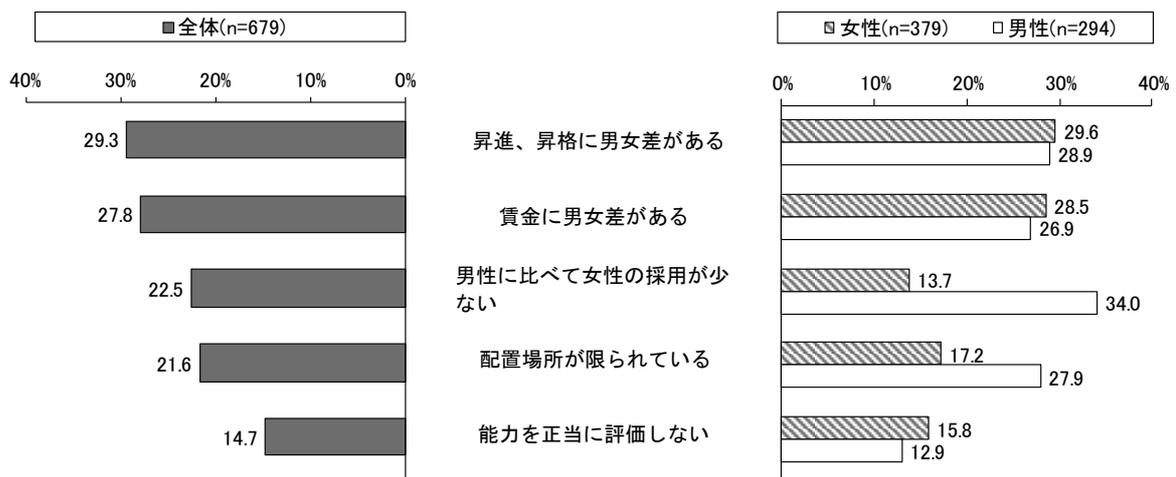
*3 **育児・介護休業法**：仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定めた法律です。



働く場において女性が男性とともに活躍し、社会の活性化を進める上では、長時間労働を前提とした従来の男性中心型の働き方を見直し、女性も男性もワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）を実現することが必要です。職場においては多様で柔軟な働き方を可能とするための環境整備が求められ、家庭においては様々な役割を女性のみが担うのではなく、男女で協力して取り組むことが重要です。

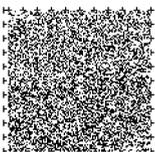
少子高齢化、雇用環境が変化する中で、働く場における女性の存在が重要となっている一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、女性の雇用・収入に大きな影響が生じています。女性の就労継続や再就職支援等について、行政と事業者の双方が支援に取り組む必要があります。

■ 職場での女性に対する処遇



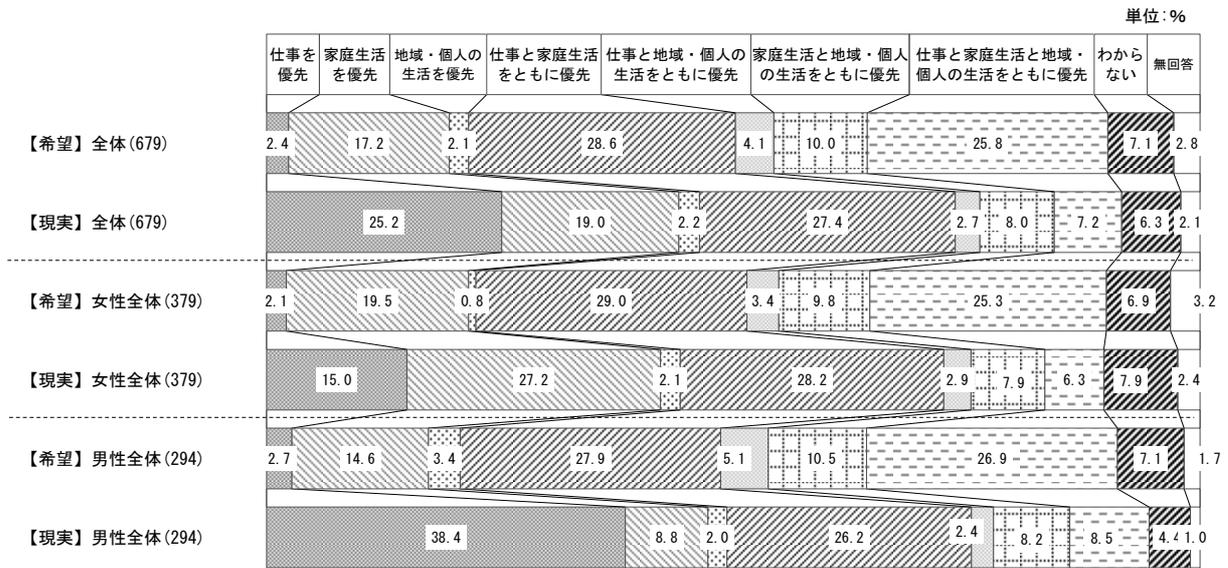
※全体の上位5項目の結果

(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査



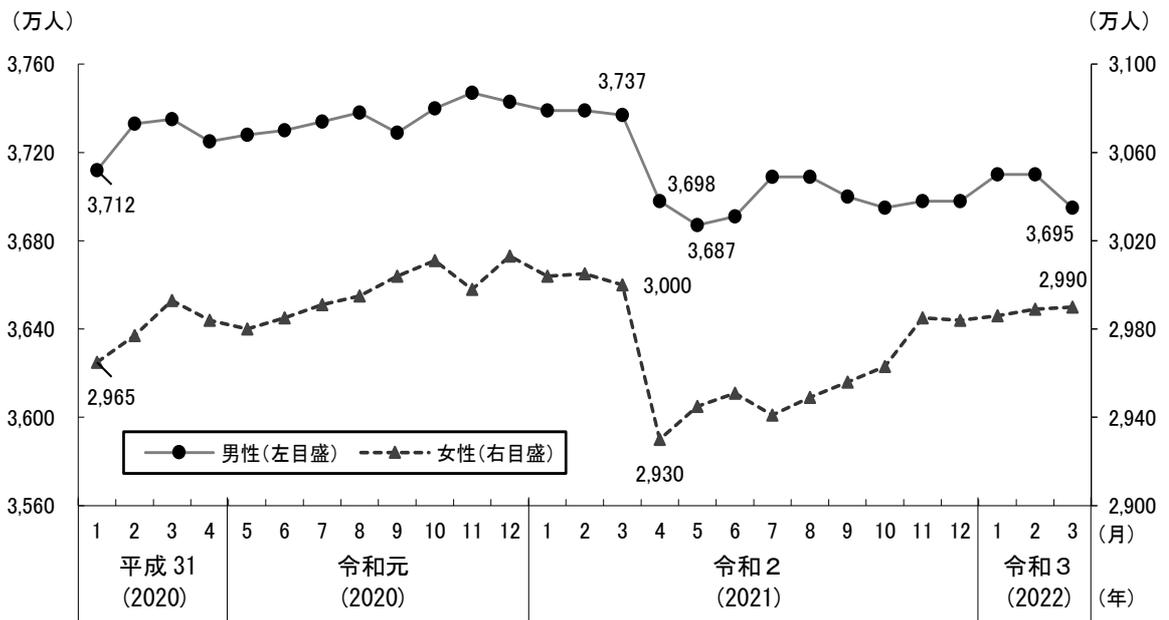
* ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

■ 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の希望と現実



(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

■ 就業者数の推移



(資料) 男女共同参画白書 令和3年版(内閣府)

第1章

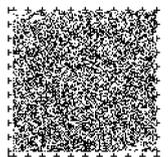
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



施策の方向1 働く場における女性の活躍に向けた取組の支援

施策1 ともに働きやすい環境づくり

均等な雇用機会が拡大されるよう関係機関と連携を図るとともに、働きやすい職場環境を支援します。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
18	公共機関との連携による就労相談、情報提供及び研修会等の開催	継続	商工労政課
19	家族農業経営協定 ^{*1} の普及促進	継続	農業振興課
20	男女雇用機会均等法 ^{*2} 等の普及促進	継続	人権推進課 商工労政課
21	職場環境の改善を支援する研修会の開催	新規	商工労政課

施策の方向2 女性の就労支援の充実

施策1 女性の就労支援の充実

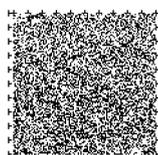
各種研修会の開催や情報提供により、女性の再就職など働く女性の活動を支援します。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
22	就労情報の提供、就労支援の講座の開催	継続	人権推進課
23	農業関連の女性組織への活動支援	継続	農業振興課

*1 家族農業経営協定：個々の世帯員が対等な立場で共同して経営体づくりとその経営に参画できるように、家族間で就業条件や経営の役割分担、収益配分、生活等に関する取り決めを文書で行うことです。

*2 男女雇用機会均等法：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のことです。女性労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としています。



施策の方向3 ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）実現に向けた働き方の見直し

施策1 仕事と生活の両立支援

働く一人ひとりが、仕事と家庭生活や地域活動等との調和がとれた生活ができるよう働きやすい環境づくりを支援します。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
24	次世代育成支援特定事業主（一般事業主）行動計画の推進	継続	職員課 商工労政課
25	ワーク・ライフ・バランス*の普及啓発	継続	人権推進課

施策の方向4 ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）実現に向けた子育てや介護の環境整備

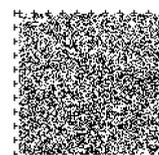
施策1 多様な就労形態にあった子育て支援の充実

様々なライフスタイルに対応した子育て支援サービスの充実に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
26	多様な保育ニーズへの対応	継続	保育課
27	学童保育の充実	継続	保育課
28	子育てに関する情報提供・相談体制の充実	継続	こども支援課

* ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。



施策2 地域における子育て支援の充実

地域で子育てを支えあう仕組みやネットワークづくりを促進します。

○主な取組

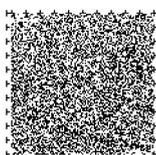
番号	名称	区分	担当課
29	児童センターの充実	継続	こども支援課
30	子育て支援センターの充実	継続	保育課
31	子育てサークルの育成・支援	継続	保育課
32	ファミリー・サポート・センター*の充実	継続	こども支援課

施策3 介護の社会的支援の充実

働きながら家族・親族を介護する人の介護離職を防ぎ、仕事と介護を両立して安心して暮らせるよう、支援の充実に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
33	福祉等相談窓口の充実	継続	福祉総務課 高齢者福祉課
34	地域で安心して暮らすための介護保険事業や在宅介護サービスの充実	継続	高齢者福祉課



* ファミリー・サポート・センター：育児等の援助を受けたい市民（利用会員）と手助けをしたい市民（協力会員）が登録し、会員同士による相互援助活動のあっせんを行う事業のことです。

主要課題2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

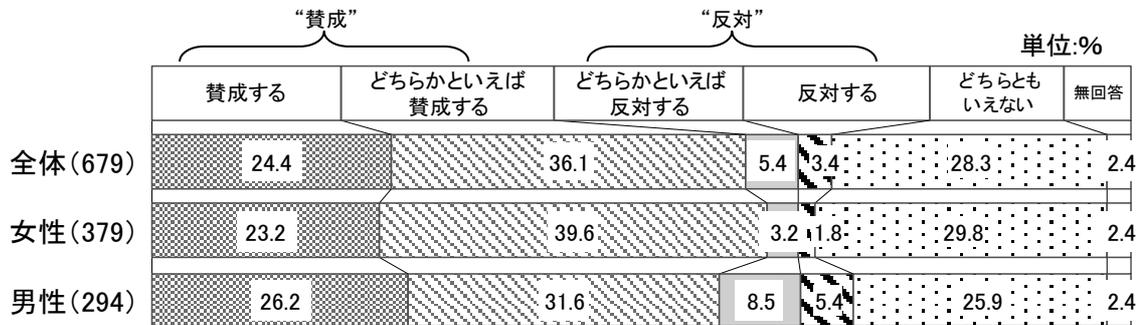
● 現状と課題

誰もがお互いを思いやり、あらゆる分野で自分らしく活躍でき、暮らしやすい社会を創るためには、市政をはじめ市内の事業所や地域の各種団体等の様々な分野において、政策・方針決定の場への男女共同参画、とりわけ女性の参画を進める必要があります。男女双方が政策・方針決定過程に参画することによって、多くの人々の多様なニーズを政策・方針に反映させることが可能となります。

坂戸市の意識調査では、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*に賛成する回答が全体の6割を占めて多くなっています。また、坂戸市における各種審議会等の女性委員の占める割合は、令和2年4月1日現在で27.8%となっています。

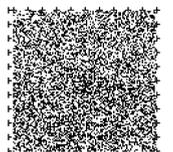
引き続き人材の発掘や育成に取り組み、各種審議会等における女性比率を高めることや、市の管理職への女性職員の積極的登用を図ることが必要です。あわせて、市内事業所や町内会・自治会やPTA活動等の地域活動等において女性が方針決定に参画することの意義を周知し、積極的な取組の実施を促すことが必要です。

■ ポジティブ・アクションの考え方

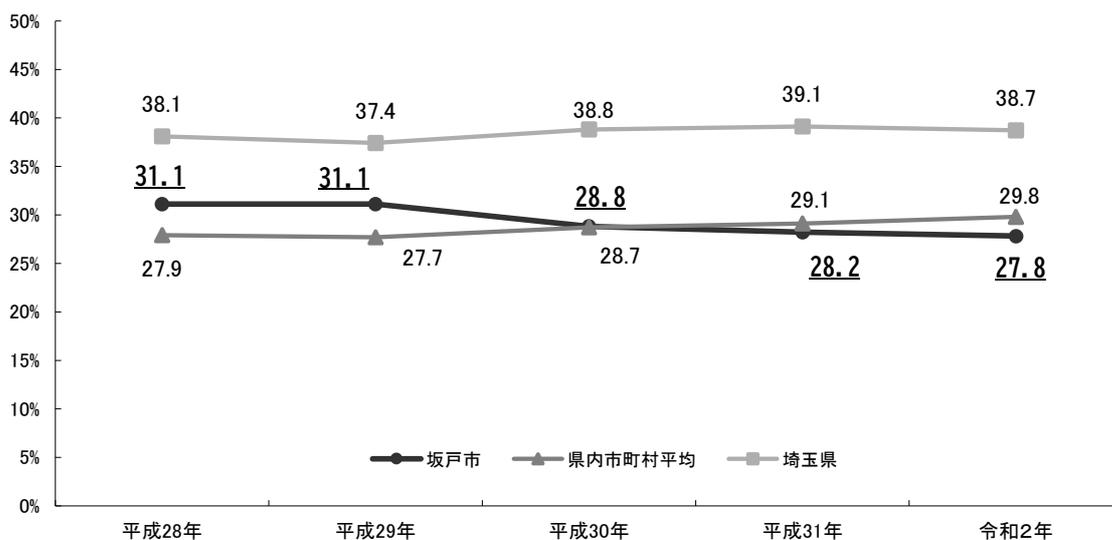


(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

* ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することです。



■ 審議会等委員の女性比率の推移



※各年4月1日現在

(資料) 市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査 (埼玉県)

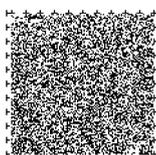
施策の方向1 意思決定の場への女性の参画促進

施策1 各種審議会等への女性の登用推進

各種審議会等への女性委員の登用を推進します。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
35	審議会への女性登用促進	継続	人権推進課 全課



施策2 女性職員の登用推進

市女性職員の活躍を推進するため、積極的な女性登用や育成に取り組みます。

○主な取組

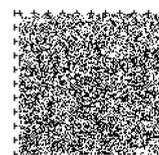
番号	名称	区分	担当課
36	女性職員の職域拡大及び積極的登用への取組	継続	職員課
37	女性職員の人材育成のための研修会の参画促進	継続	職員課

施策3 事業者・自治会等の女性参画についての意識啓発

各分野への意思決定の場への女性の参画促進を図るため、積極的な広報・啓発活動を行っていきます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
38	事業所等への広報啓発	継続	人権推進課
39	男女共同参画の必要性や理解を深めるため区・自治会等への広報啓発	継続	人権推進課 市民生活課



主要課題3 地域社会における男女共同参画の促進

● 現状と課題

豊かで活力ある地域づくりを推進するためには、町内会・自治会やPTA活動をはじめ、市民一人ひとりが自主的に取り組む地域コミュニティの活動が重要であり、活動に様々な人が参加することを通して、多様な考え方を地域社会に反映させていくことが期待されます。

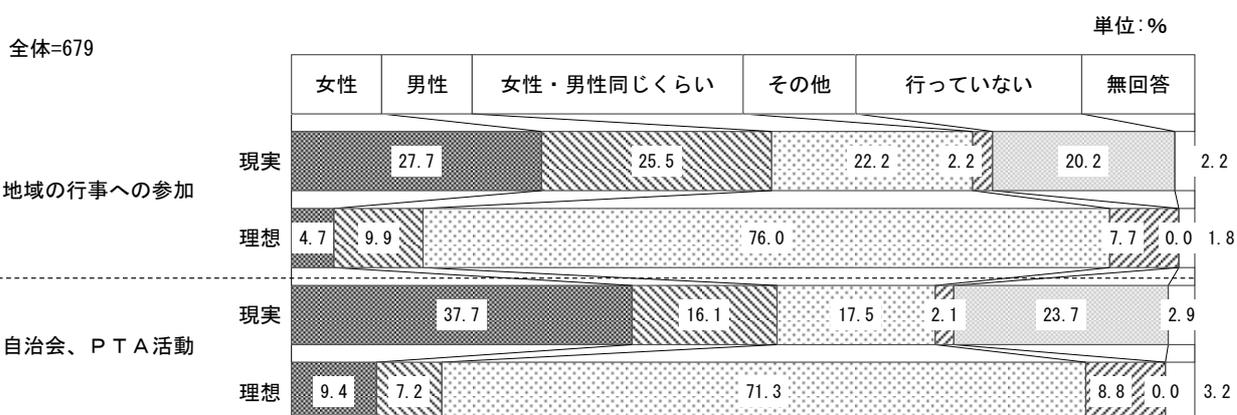
坂戸市の意識調査では、地域の行事の場への参加、自治会・PTA活動について、理想としては女性・男性同じくらいで分担することが望ましいという回答が7割台を占めている一方、現実には女性・男性同じくらいで分担しているという回答は2割前後にとどまっており、男性のみ、女性のみといった回答が目立ちます。

我が国に未曾有の大規模被害をもたらした平成23年の東日本大震災の後も、平成28年の熊本地震や平成30年の北海道胆振東部地震など、様々な自然災害が発生しています。坂戸市においても、令和元年には台風による甚大な豪雨の被害が発生し、市内各地に避難所を開設して対応を行いました。大規模な災害では、全ての人の生活が脅かされますが、とりわけ女性や子ども、困難な状況にある人々がより強い影響を受けます。

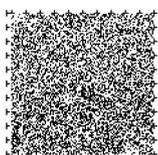
坂戸市の意識調査では、防災分野に男女共同参画の視点を活かすために重要なこととして、備蓄品や避難所運営に女性の意見・視点を反映させることや、対応マニュアルに男女の意見を反映させることを求める回答が多くなっています。

平常時から防災分野に男女共同参画の視点を反映させ、災害発生時に誰もが安心して避難できる避難所運営体制を確立させることが必要です。

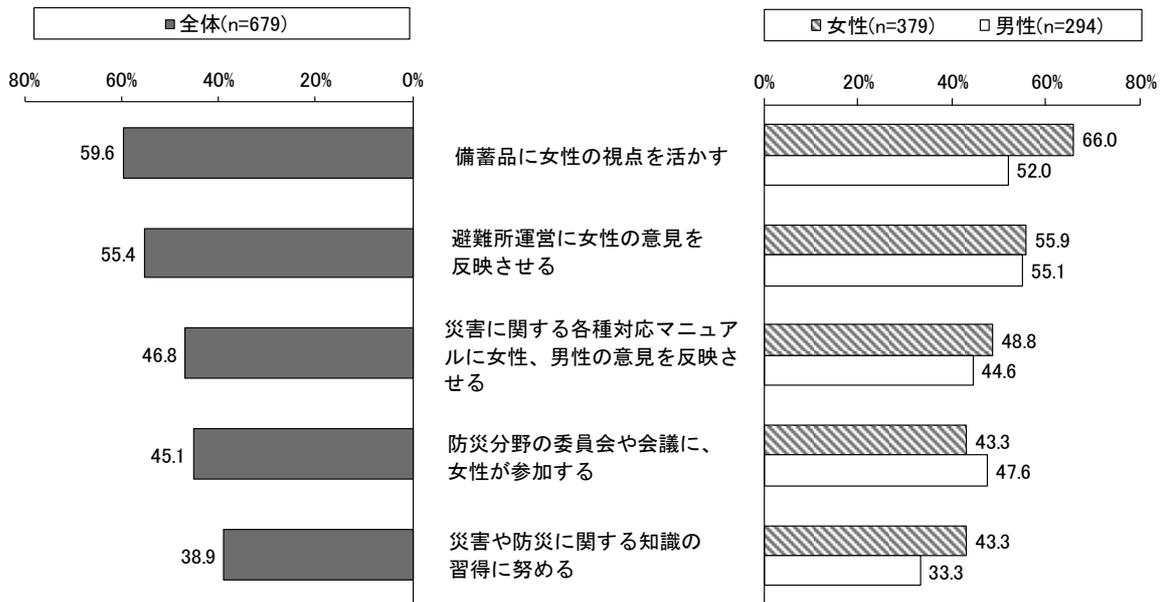
■ 家庭生活での役割分担の現実・理想



(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査



■ 防災分野に男女共同参画の視点を活かすために重要なこと



※全体の上位5項目の結果

(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

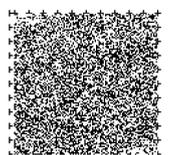
施策の方向1 地域活動等における男女共同参画の促進

施策1 地域活動・ボランティア活動等への男女共同参画の促進

地域活動・ボランティア活動等における男女共同参画の促進を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
40	地域活動への支援（講座・交流会等の開催及び情報提供）	継続	市民生活課
41	市民活動団体の活動拠点の整備	継続	市民生活課
42	団体やグループ活動の支援	継続	人権推進課 公民館 地域交流センター
43	福祉団体への活動支援	継続	福祉総務課



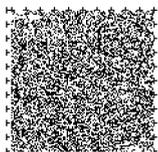
施策の方向2 防災における男女共同参画の推進

施策1 男女共同参画の視点に立った防災対策の促進

男女共同参画の視点に立った防災計画の推進及び避難所運営に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
4 4	地域防災への女性の参画促進	継続	防災安全課
4 5	男女のニーズに対応した防災体制の整備	継続	防災安全課



基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境づくり

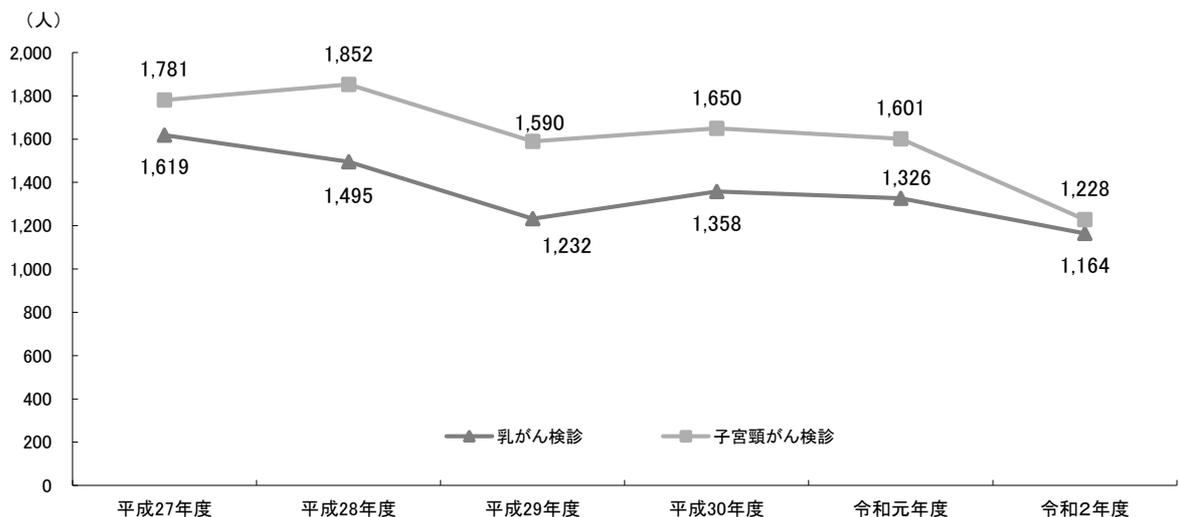
主要課題1 生涯を通じた心身の健康づくり

● 現状と課題

男女の違いを知るとともに、自らの性を理解し、人権を尊重し合うことは、男女共同参画社会*を形成する上で欠かせないことです。市民一人ひとりが生涯を通じて健康に過ごすことができるようにするためには、男女がお互いの身体の特徴を十分に理解しながら、心身の健康についての正しい知識と情報を得て、自ら主体的に健康の維持増進に取り組む必要があります。特に、女性は妊娠・出産など、心身の状態がライフステージごとに大きく変化するという特性があり、乳がんや子宮頸がんなど、女性特有の様々な健康上の問題に直面することから、社会全体で母性の重要性を理解し、配慮することが大切です。

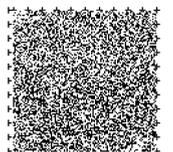
今後も全ての人が健康で暮らしていけるよう、行政として生涯を通じた健康づくりを支援することが必要です。

■ 乳がん・子宮頸がん検診の受診者数の推移



(資料) 坂戸市資料

* 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。



施策の方向1 互いの性や健康に関する理解の促進

施策1 性と生殖に関する正しい理解の促進

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）*について、正しい理解の普及・啓発に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
46	性と生殖に関する正しい理解の普及・啓発	継続	人権推進課
47	小中学校における健康教育の推進	継続	学校教育課
48	小中学校における性教育の推進	継続	学校教育課

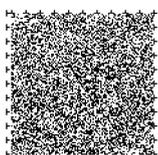
施策の方向2 ライフステージにあわせた健康づくりへの支援

施策1 心とからだの健康支援

男女が生涯を通じて心身ともに健康であるために、健康づくり事業や保健事業の充実に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
49	心身ともに健康であるための保健事業の推進	継続	市民健康センター 健康保険課
50	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない健康支援の推進	継続	市民健康センター こども支援課
51	各種スポーツ教室・大会等の開催	継続	スポーツ推進課
52	葉酸摂取を通じた健康づくりの推進	新規	市民健康センター



* 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：子どもをいつ産むか産まないか、産むとすれば何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、妊娠・出産の限定された時期だけでなく、女性の生涯にわたる健康の確立を目指す考え方のことです。

主要課題2 多様性の尊重と生活上の困難の解消に向けた支援

● 現状と課題

坂戸市で暮らす誰もが個性と能力を十分に発揮でき、多様性に富んだ活力ある社会を形成するためには、市民一人ひとりがほかの人の個性を理解し、多様な生き方を可能な限り尊重することが大事です。性別や年齢、障害の有無、国籍等を問わず、様々な属性の人が集まる“ダイバーシティ（多様性）*¹”を意識することは、男女共同参画社会*²の実現を目指す上で重要なことです。

近年、多様な性についての社会的な認識が急速に高まってきました。性については、個人の尊厳にかかわる大切な問題であり、誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きていくことのできる社会を作ることが必要です。

坂戸市の意識調査では、「性的少数者*³（LGBT）」という言葉を知っている、聞いたことがあるという人が全体の4人に3人となっているほか、性的少数者*³への支援策として、学校や企業での啓発、社会的な環境整備、相談窓口の整備が必要という回答が多くなっています。

また、市内にはひとり親家庭、高齢者や障害者、外国人、貧困状態にある人、家族・親族を介護している人など様々な困難を抱えながら生活している人がおり、女性（男性）であることを理由とした複合的な困難を抱えていることも考えられます。坂戸市で暮らす誰もが安心して生活できるようにするため、困難を有する人を包摂する社会の形成に向けた支援が必要です。

■ 「性的少数者*³（LGBT）」の認知度

単位:%

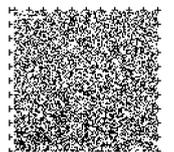
	知っている	聞いたことがある	知らない	無回答
全体(679)	59.2	19.4	19.9	1.5
女性(379)	59.4	17.7	21.4	1.6
男性(294)	59.5	21.8	17.3	1.4

（資料）令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

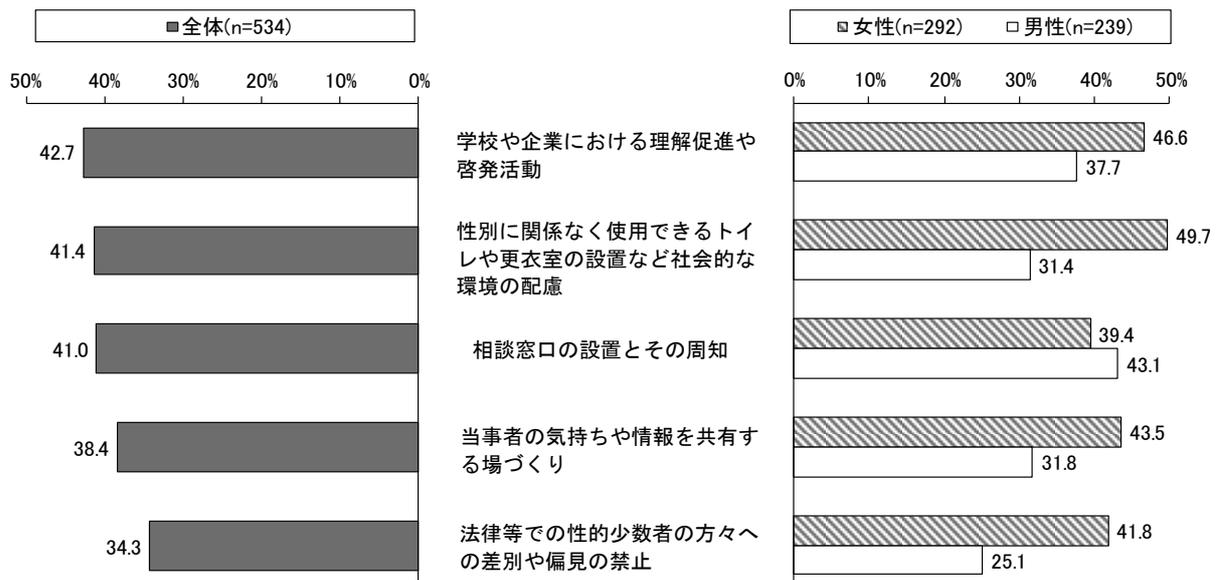
*1 **ダイバーシティ（多様性）**：性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存することです。

*2 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

*3 **性的少数者**：レズビアン（Lesbian 女性の同性愛者）、ゲイ（Gay 男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual 両性愛者）など性的指向（恋愛の対象になる性）が同性や両性に向いている人や、トランスジェンダー（Transgender）のように心の性と身体の性に違和感を持つ人（4つの頭文字をとってLGBTといいます。）等の人の総称です。



■ 性的少数者*¹（LGBT）への支援として必要な取組



※全体の上位5項目の結果

(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向1 性の多様性*²の理解促進

施策1 性の多様性*²についての理解促進

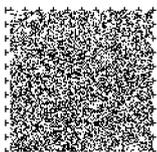
多様な性に対する偏見や差別をなくし、性的少数者*¹への理解促進のための啓発や支援を行います。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
53	性の多様性* ² に関する意識の普及	継続	人権推進課
54	性的少数者* ¹ への支援	新規	人権推進課

*1 性的少数者：レズビアン（Lesbian 女性の同性愛者）、ゲイ（Gay 男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual 両性愛者）など性的指向（恋愛の対象になる性）が同性や両性に向いている人や、トランスジェンダー（Transgender）のように心の性と身体の性に違和感を持つ人（4つの頭文字をとってLGBTといいます。）等の人の総称です。

*2 性の多様性：性のあり方には、「身体の性（生物学的性）」だけでなく、「心の性（性自認）」、「恋愛の対象になる性（性的指向）」、「性別表現（表現する性）」等の要素があり、その組み合わせは多様です。



施策の方向2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

施策1 高齢者、障害者に対する支援の充実

高齢者、障害者が地域で安心して暮らすことができるようにするため、生活の支援や福祉サービスの充実を図ります。

○主な取組

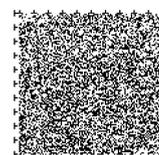
番号	名称	区分	担当課
55	シルバー人材センター事業の支援	継続	商工労政課
56	各種事業の開催及び相談事業の実施	継続	障害者福祉課
57	坂戸市見守りネットワーク及び成年後見センターの充実	新規	高齢者福祉課

施策2 ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立に向けた支援の充実を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
58	ひとり親家庭における就労促進(高等職業訓練促進給付金の支給等)	継続	こども支援課
59	ひとり親家庭への医療費支援	継続	こども支援課



施策3 外国籍市民に対する支援の充実

地域で暮らす外国籍市民の生活上の困難を解消するための支援を図るとともに、市民の国際的視野に立った意識の醸成を図ります。

○主な取組

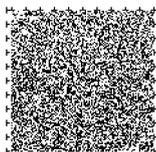
番号	名称	区分	担当課
60	幼・小・中学校における国際理解教育の推進	継続	学校教育課
61	外国籍市民への情報提供及び日本語教室の開催	継続	市民生活課

施策4 家族・親族を介護する人への支援の充実

家族・親族を介護する介護者やヤングケアラー*が、生活や学業との両立やケアについて相談しながら安心して暮らし続けられるようにするため、相談体制の整備等の支援の充実を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
62	家族・親族を介護する人への支援	新規	高齢者福祉課 障害者福祉課 こども支援課 学校教育課



* ヤングケアラー：高齢や障害、病気等のため支援が必要な親族・友人等を無償で介護・看護している18歳未満の人のことです。

基本目標Ⅳ 暴力のない環境づくり

主要課題1 あらゆる暴力の根絶

● 現状と課題

市民一人ひとりの人権が尊重されるということは、坂戸市が男女共同参画社会*¹を目指す上での前提であるといえます。虐待は深刻な人権侵害であり、その根絶を可能な限り早く達成することが今日の私たちの責務です。我が国では児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法といった各種法令に基づき、虐待の防止に向けた取組が展開されていますが、依然として全国各地で痛ましい虐待事件が報道され、社会問題となっている実態があります。また、性暴力・性犯罪は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないことです。その影響は長期にわたることも多いことから、性暴力の根絶と二次被害の防止、被害者に寄り添った支援の充実が求められます。

セクシュアル・ハラスメント*²やパワー・ハラスメント*³、マタニティ・ハラスメント*⁴といった各種ハラスメント*⁵についても、早期に根絶を図るべき課題です。これらのハラスメント*⁵については、働く場で女性が被害を受ける例が従来主流とされてきましたが、被害は学校や地域社会等でも発生するほか、性別を問わず被害者となることに留意する必要があります。令和2年6月に施行された改正労働施策総合推進法では、事業主に対してパワー・ハラスメント*³の防止対策措置を講じることが義務付けられるなど、近年ではハラスメント*⁵防止に関する法整備が進んでいることを意識し、防止のための取組を進めることが必要です。

● ●

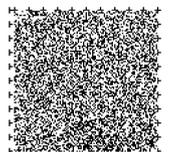
*1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

*2 **セクシュアル・ハラスメント**：相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目へ触れる場所へのわいせつな写真等の掲示など、様々な例があります。

*3 **パワー・ハラスメント**：職場や教育の場等において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境等を悪化させる行為のことです。

*4 **マタニティ・ハラスメント**：職場において、妊娠・出産したことや、育児休業、介護休業等の利用について行われる上司・同僚の言動により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業・介護休業等を申出・取得した労働者の就業環境を悪化させることです。

*5 **ハラスメント**：セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の嫌がらせやいじめ行為のことです。



施策の方向1 あらゆる暴力の防止に向けた取組の充実

施策1 虐待防止対策の推進

児童、高齢者、障害者の人権尊重を図るため、虐待防止に向けた啓発に努めるとともに、虐待防止への対応の充実を図ります。

○主な取組

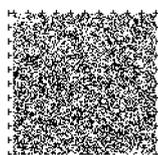
番号	名称	区分	担当課
63	児童虐待防止における対応の充実と周知啓発	継続	こども支援課
64	高齢者虐待防止における対応の充実と周知啓発	継続	高齢者福祉課
65	障害者虐待防止における対応の充実と周知啓発	新規	障害者福祉課

施策2 性暴力・性犯罪を許さない環境づくり

性暴力・性犯罪の根絶に向けて、意識啓発に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
66	性暴力防止に関する周知啓発	新規	人権推進課



施策の方向2 各種ハラスメント*の防止に向けた取組の充実

施策1 ハラスメント*の防止のための啓発の充実

職場や学校、地域など様々な場所で発生する各種ハラスメント*の防止に向けた啓発を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
67	職場での各種ハラスメント*防止の啓発	継続	職員課 学校教育課 商工労政課

第1章

第2章

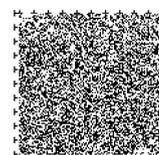
第3章

第4章

第5章

資料編

* ハラスメント：セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の嫌がらせやいじめ行為のことです。



主要課題2 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発

● 現状と課題

配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されることではありません。坂戸市における男女共同参画社会*¹の形成に向けて、男女の対等な関係づくりを進める中で、DVの根絶は避けることのできない課題の一つです。

DVは家庭内で発生することから、被害の潜在化と深刻化が懸念されるほか、暴力の影響が子どもに及ぶことも少なくありません。被害者は女性が多いものの、女性のみが被害者となるわけではなく、男女とも被害者になり得るということを多くの市民が理解する必要があります。近年では、若年層における交際相手からの暴力（デートDV*²）も問題となっています。

坂戸市の意識調査では、全体の4人に1人に何らかの暴力の被害経験があることが分かります。また、「ドメスティック・バイオレンス（DV）*³」という言葉の内容を知っていると回答した割合が8割台半ばであるのに対し、デートDV*²については4割強にとどまっています。

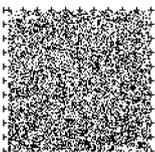
DVの根絶のため、様々な機会を捉えて啓発を行い、暴力を許さない意識の醸成に努めるとともに、社会全体でDVの根絶に向けた取組を展開することが必要です。

●.....●

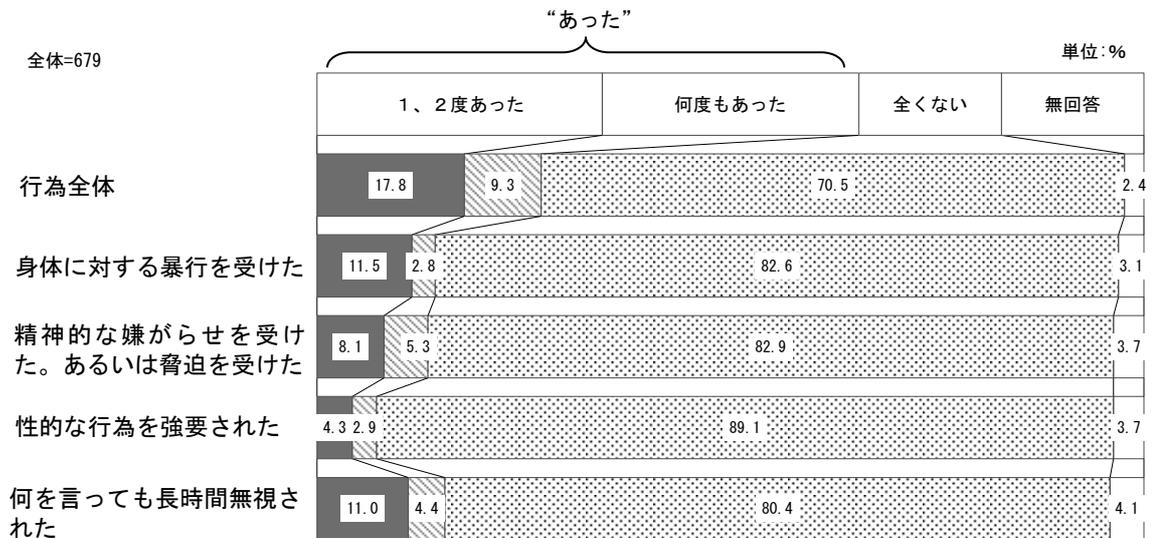
*1 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

*2 デートDV：結婚や同棲をしていない交際相手からの暴力のことです。DVと同様に、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等の様々な暴力が含まれます。

*3 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者（元配偶者）や恋人など親密な間柄でふるわれる暴力のことで、体を傷つける暴力、大声で怒鳴る、大切なものを壊す、性的行為を強要する、生活費を渡さない、子どもを利用して脅す等の行為が該当します。DVは犯罪ともなる許されない行為であり、重大な人権侵害です。

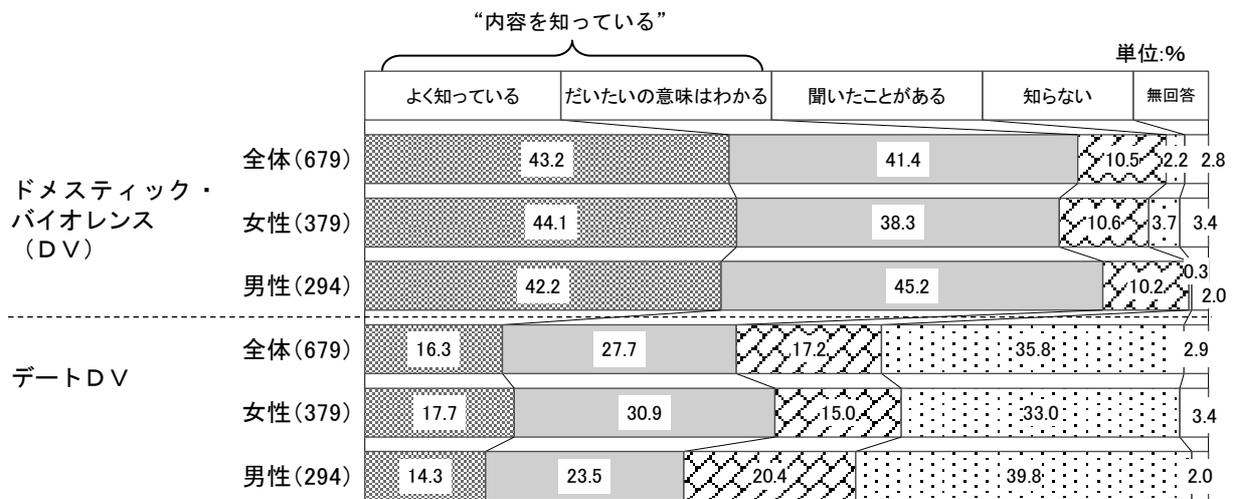


■ 配偶者等からの暴力（DV）を受けた経験



(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

■ DV、デートDVの認知度



(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

第1章

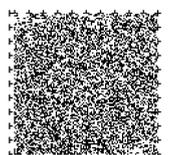
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



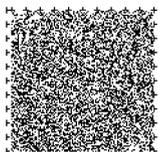
施策の方向1 暴力を許さない意識の醸成

施策1 DVの防止のための啓発の充実

配偶者等からの暴力の根絶に向けて広報や学習機会を提供し、意識啓発に努めます。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
68	DV防止に関する周知啓発	継続	人権推進課



主要課題3 相談体制の充実と関係機関との連携

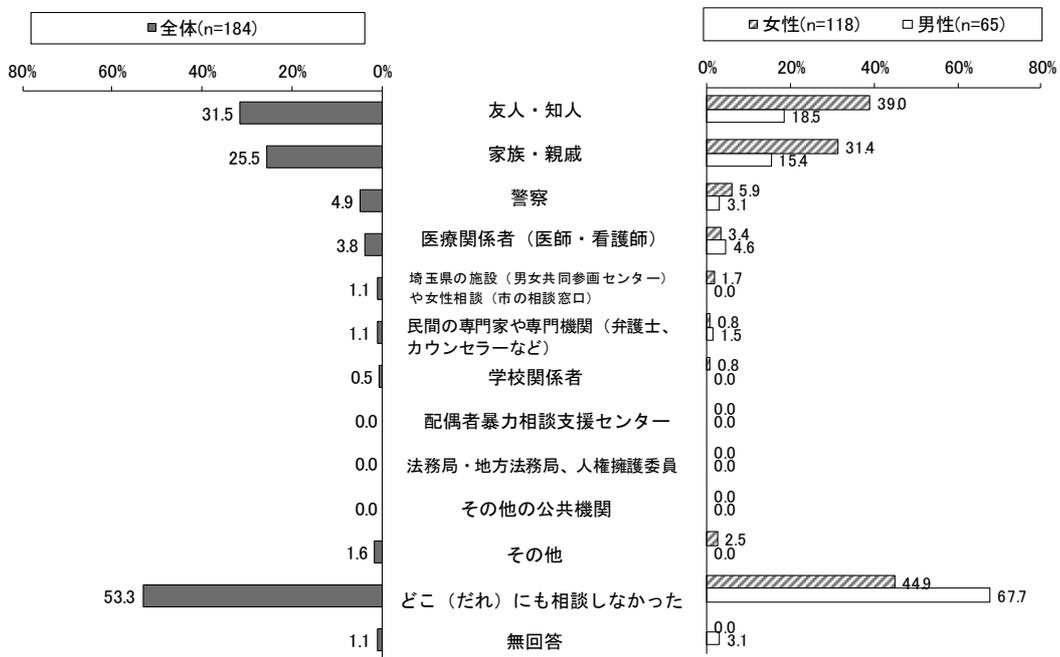
● 現状と課題

DV被害者が被害から逃れ、早期に生活を再建するためには、被害者が躊躇せずに公的な相談機関を利用でき、身の安全を確保した上で、自立に向けて切れ目のない支援を受けることのできる体制が整備されていることが必要です。市は、相談につながっていない潜在的な被害者がいることを意識して、対応の充実に当たることが求められます。

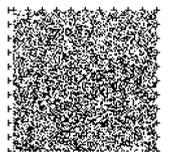
坂戸市の意識調査では、DV被害者でどこ（だれ）にも相談しなかったという人が5割強を占めており、相談した場合でも友人・知人、家族や親戚といった身近な人を挙げる例が多数を占めており、市や埼玉県の相談機関の利用は少数にとどまっています。また、相談しなかった理由として、相談するほどでもないと思った、自分にも悪いところがあると思った、といった回答が多くなっています。

DV被害者が一人で悩むことなく、相談機関による支援を速やかに安心して受けられるよう、相談窓口の一層の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談への対応や被害者の自立に向けた支援を充実させることが必要です。

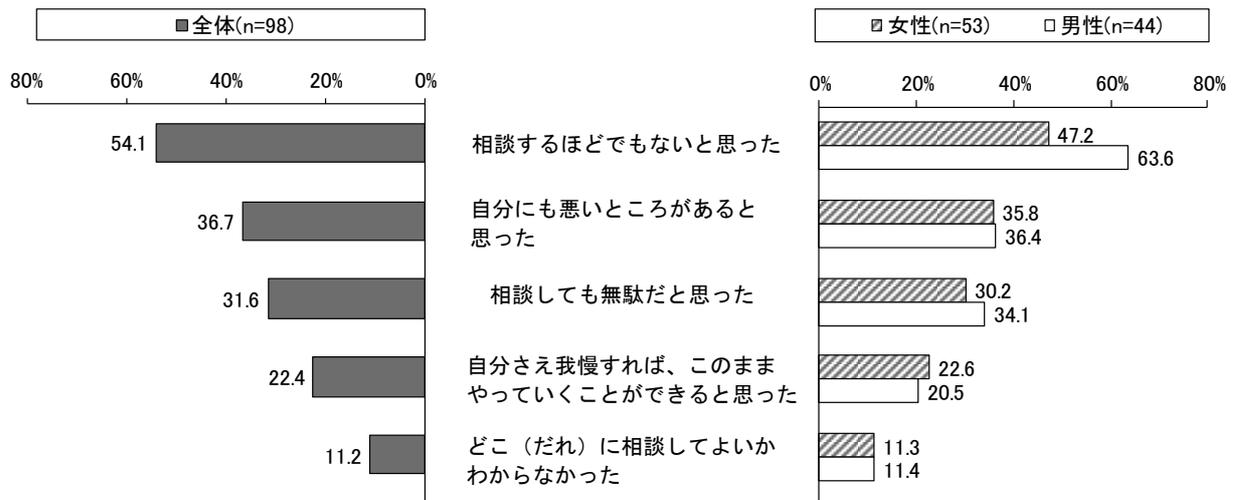
■ DV被害の相談の有無、相談先



（資料）令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査



■ DV被害を相談しなかった理由



※全体の上位5項目の結果

(資料) 令和2年坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査

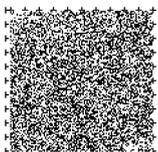
施策の方向1 被害者への支援体制の充実

施策1 被害者への支援体制の充実

被害者への相談体制を充実するとともに、自立に向けての支援の充実を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
69	相談体制の充実	継続	人権推進課
70	DV被害者支援に関する情報提供	継続	人権推進課 こども支援課 高齢者福祉課



施策の方向2 関係機関との連携の推進

施策1 関係機関との連携の推進

配偶者等からの暴力の根絶に向けて、関係機関や関係各部署との連携を図ります。

○主な取組

番号	名称	区分	担当課
71	関係機関等との連携強化	継続	人権推進課

第1章

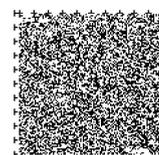
第2章

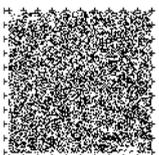
第3章

第4章

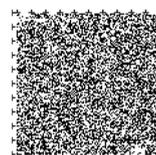
第5章

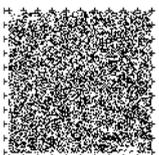
資料編





第5章 計画の推進





1 計画の推進体制

本計画の基本理念「みんなで創る男女共同参画社会*」の実現のためには、国や埼玉県等と連携しながら、計画に位置付けた4つの基本目標を総合的かつ効果的に進めていく必要があります。また、市のみならず、市民及び事業者、市内の各種団体がそれぞれの責務を認識するとともに、男女共同参画社会*の実現に向けて力を合わせて、それぞれが意識的に取り組むことが期待されます。

坂戸市は、市民、事業者、関係団体等との連携・協働を通して、計画の推進体制を整備充実させるとともに、計画の着実な推進を図ります。

(1) 推進に関する組織体制

① 坂戸市男女共同参画審議会

坂戸市男女共同参画推進条例第18条に基づき、坂戸市男女共同参画審議会が市長の諮問に応じて、基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議します。計画期間中は、年次報告書に示された施策の取組状況や施策の方向等に関して意見・助言を提示し、計画の着実な推進を支えます。

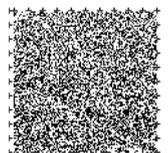
② 坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議

本計画に位置付けた施策は、市が所管する各分野にわたっており、これを着実に推進するためには、施策を所管する関係各課が緊密に連携し、それぞれの取組に当たることが必要です。計画期間中は庁内組織である坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議において、施策の進行管理を行うとともに、坂戸市男女共同参画審議会からの意見・助言を踏まえて本計画の施策の展開について協議し、計画の推進に努めます。

(2) 市民、事業者、関係団体等との連携・協働

坂戸市における男女共同参画社会*の実現に向けて、坂戸市はこれまで、市民や事業者、関係団体等との連携により取組を進めてきました。今後も市民や事業者、関係団体と連携・協働しながら、計画の推進に努めます。

* 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

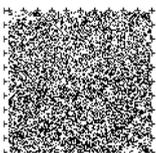


(3) 国、埼玉県、関係機関等との連携・協力

男女共同参画に関する法律や制度等は、国や埼玉県の施策に負うところも多くあります。このため、坂戸市の男女共同参画に関する施策の一層の充実を図るため、国や埼玉県の動向を積極的に把握するとともに、必要に応じて市の施策への反映を行います。また、近隣市町や関係機関との連携を通して、広域的な取組や様々な課題解決を図ります。

(4) 拠点施設における機能充実

坂戸市には、男女共同参画社会*の実現に向けた拠点施設としての性格を持つ「坂戸市勤労女性センター（リーベン）」があります。坂戸市勤労女性センターでは、定期利用団体や男女共生団体の活動支援を行うとともに、女性のみならず男性や高齢者、若年層などあらゆる世代に向けた情報機能、学習機能、交流機能、相談機能等の充実に努めます。

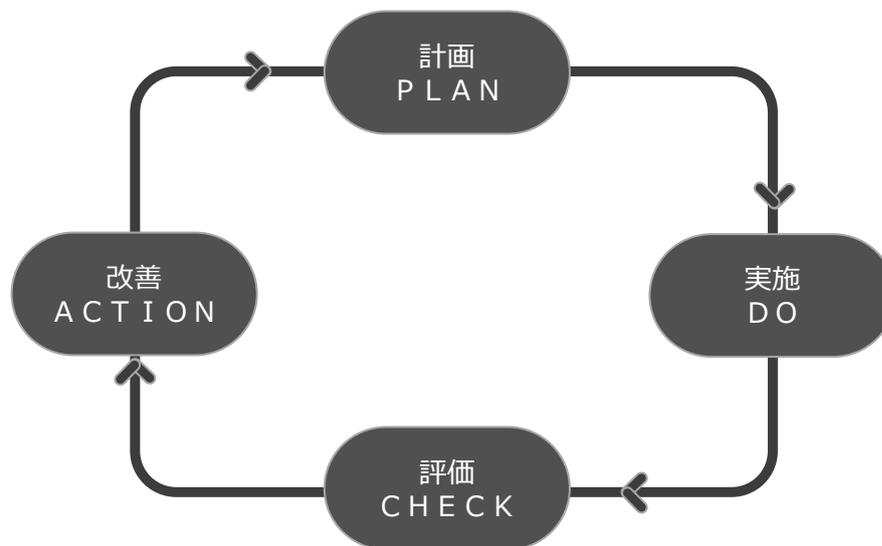


●.....●
* **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のことです。

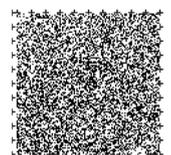
2 計画の進行管理

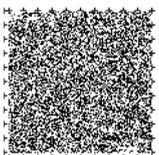
計画の実効性を高めるため、本計画に位置付けた施策の進捗状況を定期的に分析するとともに、その結果を広く市民に公表して改善につなげるなど、PDCAサイクル*による適切な進行管理を実施します。

本計画の見直しに当たっては、市民を対象とした男女共同参画に関する意識調査（アンケート調査）を実施して、男女共同参画に関する市民の意識及び実態を把握するとともに、坂戸市の男女共同参画の実現に当たっての課題を抽出します。

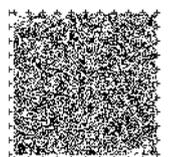


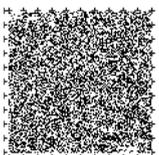
* PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字を取ったものであり、事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つです。





資料編





1 計画策定の経過

日程	会議名等、内容
令和2年 7月20日	坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議（第1回） ・坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査について（意見照会）
7月30日	坂戸市男女共同参画審議会（第1回） ・坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査について
10月14日～31日	男女共同参画に関する市民意識調査の実施
令和3年 2月12日	坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議（第2回） ・坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（案）について（意見照会）
2月12日	坂戸市男女共同参画審議会（第2回）《書面会議》 ・坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（案）について
5月26日	坂戸市男女共同参画基本計画策定部会（第1回）《書面会議》 ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画について
7月6日	坂戸市男女共同参画基本計画策定部会（第2回）《書面会議》 ・基本計画の数値目標について
7月6日	坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議（第1回）《書面会議》 ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画について
7月15日	坂戸市男女共同参画審議会（第1回） ・諮問 ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画策定について
9月24日	坂戸市男女共同参画基本計画策定部会（第3回）《書面会議》 ・主な取組について
10月27日	坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議（第2回）《書面会議》 ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画素案（案）について
10月27日	坂戸市男女共同参画基本計画策定部会（第4回）《書面会議》 ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画素案（案）について
11月9日	坂戸市男女共同参画審議会（第2回） ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画素案（案）について
令和4年 1月7日～2月7日	第4次坂戸市男女共同参画基本計画（前期計画）「さかど男女共同参画プラン」（素案）に対する意見・提案募集（市民コメント）の実施
2月17日	坂戸市男女共同参画審議会（第3回）《書面会議》 ・市民コメントの結果について ・第4次坂戸市男女共同参画基本計画（前期計画）「さかど男女共同参画プラン」案について ・答申案について
2月22日	坂戸市男女共同参画審議会 答申
3月1日	坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議（第3回）《書面会議》 ・市民コメントの結果について ・答申について

第1章

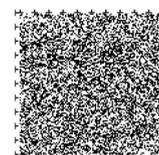
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



2 市民意識調査の概要

(1) 調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、第4次坂戸市男女共同参画基本計画の策定や今後の施策推進のための基礎資料とすることを目的として、「坂戸市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

(2) 調査の方法

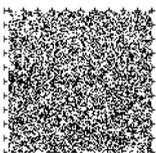
調査地域	坂戸市全域
調査対象	市内在住の18歳以上の男女2,000人
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送またはインターネットでの回収
調査期間	令和2年10月14日～10月31日

(3) 調査内容

- 男女平等意識について
- 家庭生活について
- 学校における男女平等教育について
- 就労について
- 暴力について
- 社会参加について
- 防災について
- 男女共同参画推進施策について
- 性の多様性について

(4) 回収結果

	標本数	有効回収数	有効回収率
合計	2,000	679	34.0%



3 審議会への諮問及び答申

(1) 諮問書

坂人発第98号
令和3年7月15日

坂戸市男女共同参画審議会 会長 様

坂戸市長 石川 清

第4次坂戸市男女共同参画基本計画の策定について（諮問）

第4次坂戸市男女共同参画基本計画を策定したいので、坂戸市男女共同参画推進条例（坂戸市条例第14号）第11条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



(2) 答申書

令和4年2月22日

坂戸市長 石川 清 様

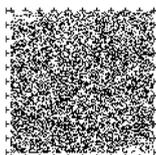
坂戸市男女共同参画審議会
会長 蓼沼 康子

第4次坂戸市男女共同参画基本計画（前期計画）「さかど男女共同参画プラン」の策定について（答申）

令和3年7月15日付け坂人発第98号により諮問のありました第4次坂戸市男女共同参画基本計画（前期計画）「さかど男女共同参画プラン」の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

答申

第4次坂戸市男女共同参画基本計画（前期計画）「さかど男女共同参画プラン」の案について男女共同参画社会実現に向けての施策を推進するための計画として適切であると考えます。



4 坂戸市男女共同参画審議会運営規則及び委員名簿

(平成 16 年 12 月 21 日規則第 32 号)

最終改正：平成 27 年 3 月 25 日規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、坂戸市男女共同参画推進条例（平成 16 年坂戸市条例第 14 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき設置された坂戸市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 6 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 11 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 章

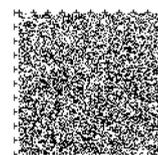
第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

資料編

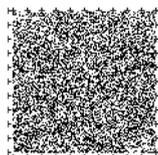


坂戸市男女共同参画審議会委員名簿

(令和2年度・3年度)

氏名	所属、役職	選出区分
南 沢 理 子	坂戸市PTA連合会	関係団体の代表者
杉 江 律 子	勤労女性センター利用団体「リーベントークサロン」	
柴 崎 利 美	坂戸市立上谷小学校長	学識経験者
長谷川 靖 (～令和3年6月30日)	埼玉県立坂戸西高等学校長	
井 上 正 明 (令和3年7月1日～)	埼玉県立坂戸高等学校長	
◎ 蓼 沼 康 子	城西短期大学教授	
田 中 久 子 (～令和3年6月30日)	女子栄養大学教授	
小 林 陽 子 (令和3年7月1日～)		
平 野 雅 子 (～令和3年6月30日)	市民公募	市民の代表者
片 倉 靖 子 (～令和3年7月30日)		
伊 藤 美 喜 (令和3年7月1日～)		
野 村 浩 代	坂戸保健所保健予防推進担当部長	市長が必要と認める者
向 井 宏 倫 (～令和3年6月30日)	西入間青年会議所	
戸 口 将 之 (令和3年7月1日～)		
小谷野 健 史	坂戸市人権擁護委員	
山 崎 静 男	さくら保育園	
関 口 久美子	介護者の会さかど	

◎：会長



5 坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議設置規程及び委員名簿

(昭和 60 年 9 月 1 日訓令第 3 号)

最終改正：平成 27 年 3 月 25 日訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 坂戸市における男女共同参画に関する施策について、関係部課相互の連絡調整及び総合的かつ効果的な対策を推進するため、坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 男女共同参画に関する施策について関係部課との調整に関すること。
- (2) その他女性に関する施策について必要と認められること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 総務部長
 - (2) 市職員のうちから市長が指名する者
- 2 連絡会議に会長を置く。
 - 3 会長は、総務部長をもって充てる。

(会長の職務)

第 4 条 会長は、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 連絡会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第 6 条 連絡会議の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年訓令第 1 号）

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年訓令第 5 号）

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年訓令第 5 号）

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年訓令第 5 号）

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年訓令第 2 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年訓令第 5 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 章

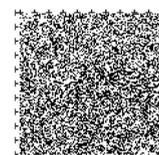
第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

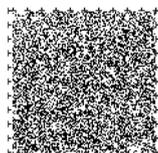
資料編



坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議委員名簿

(令和3年度)

所 属	職 名
総務部	部長
総合政策部 政策企画課	課長
// 広報広聴課	課長
総務部 防災安全課	課長
// 職 員 課	次長兼課長
// 人権推進課	課長
市民健康部 市民生活課	課長
// 市民健康センター	副参与兼所長
福祉部 福祉総務課	参事兼課長
// 子育て支援課	次長兼課長
// 保 育 課	副参与兼課長
// 高齢者福祉課	課長
// 障害者福祉課	課長
環境産業部 農業振興課	次長兼課長
// 商工労政課	課長
教育委員会事務局 学校教育課	課長
// 社会教育課	課長
// スポーツ推進課	課長



6 坂戸市男女共同参画基本計画策定部会設置要領及び委員名簿

(令和3年4月5日市長決裁)

1 設置

男女共同参画社会の推進を目指した第4次坂戸市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を行うため、坂戸市男女共同参画基本計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事務

部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の素案の策定に関すること。
- (2) その他基本計画に関し必要と認めること。

3 組織

- (1) 部会は、部会員20人以内で組織する。
- (2) 部会員は、坂戸市男女共同参画推進庁内連絡会議委員の所属する課の課長補佐又は係長の職にある者（課長補佐又は係長の職にある者がいない場合は、主任の職にある者）で、当該所属長が推薦する者をもって充てる。
- (3) 部会に部会長を置き、総務部人権推進課長の職にある者をもって充てる。
- (4) 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- (5) 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指定する部会員がその職務を代理する。

4 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- (2) 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

5 設置期間

部会の設置期間は、基本計画策定完了の日までとする。

6 庶務

部会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

7 委任

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

第1章

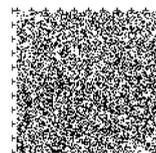
第2章

第3章

第4章

第5章

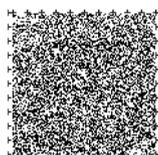
資料編



坂戸市男女共同参画基本計画策定部会委員名簿

(令和3年度)

所 属	職 名
総合政策部	政策企画課 係長
	広報広聴課 係長
総務部	防災安全課 係長
	職員課 課長補佐
	人権推進課 課長
市民健康部	市民生活課 課長補佐
	市民健康センター 課長補佐
福祉部	福祉総務課 係長
	子育て支援課 係長
	保育課 係長
	高齢者福祉課 課長補佐
	障害者福祉課 課長補佐
環境産業部	農業振興課 課長補佐
	商工労政課 課長補佐
教育委員会事務局	学校教育課 係長
	社会教育課 課長補佐
	スポーツ推進課 係長



7 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され

ることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

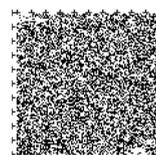
第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。



(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

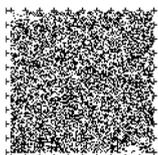
第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。



- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

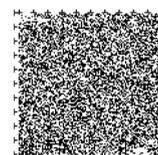
附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が



属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

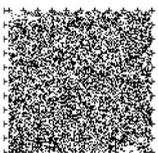
第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。



8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

最終改正：令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

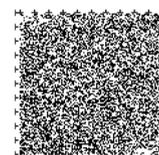
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項



- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

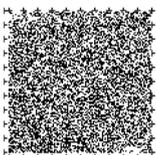
第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行う



ものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十二年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。

以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

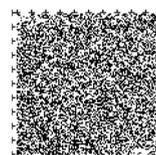
五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がある成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がある同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺に



つきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

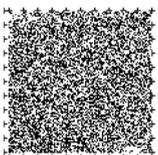
第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。



2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、

同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

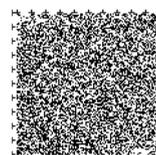
2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法



務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

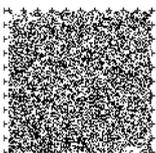
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手



十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項に

おいて「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

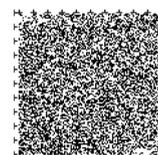
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

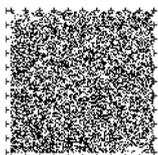
一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

最終改正：令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及

びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勧告して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

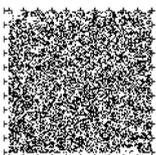
- 第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
（基準に適合する一般事業主の認定）
- 第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。
（認定一般事業主の表示等）
- 第十条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
（認定の取消し）



第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせよ

うとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

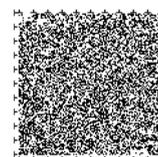
2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。



7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成できるよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

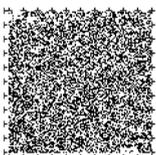
(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。



(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情

に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

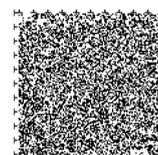
第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者



第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

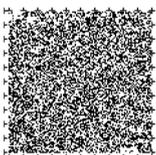
四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第1章

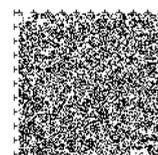
第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



10 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成 30 年 5 月 23 日法律第 28 号)

最終改正：令和 3 年 6 月 16 日法律第 67 号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

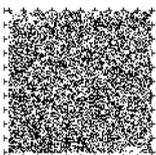
(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。



(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

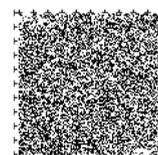
第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。



11 埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年3月24日条例第12号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある二十一世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

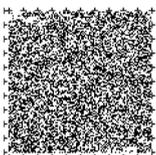
第四条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の



整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第九条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合においては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第十条 埼玉県男女共同参画審議会(第十二条第三項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、

必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第十一条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第十三条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

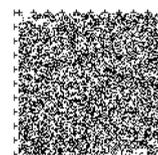
2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第十四条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共



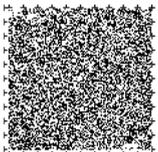
同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、同年十月一日から施行する。



12 坂戸市男女共同参画推進条例

(平成 16 年 6 月 24 日条例第 14 号)

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、本市では昭和 51 年に市民一人ひとりがよりよいまちにするため人権を重んじるなどの 5 章を柱とする坂戸市民憲章を制定した。これらを踏まえ、女性に対する差別の解消と地位向上に向けた施策を展開し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として存在し、真の男女平等の達成にはいまだ課題が残され、なお一層の努力が求められている。

ここに、私たちは、実質的な男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を計画的に推進し、もって、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他の行為のことをいう。
- (5) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人のことをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを

旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就学、就労、その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体、事業者並びに市民と連携し、率先して取り組むものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

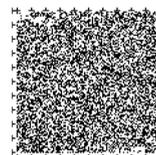
第 6 条 市民は、基本理念のっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の推進)

第 7 条 学校教育等教育に携わる者は、男女共同参画の理念に基づき男女共同参画社会の形成に向けた教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第 8 条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。



2 何人も、ドメスティック・バイオレンス及び虐待を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、坂戸市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(事業者及び市民の理解を深めるための措置)

第12条 市は、事業者及び市民に対し広報活動等を通じて、基本理念に関する理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(積極的格差是正措置)

第13条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び市民と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的格差是正措置を講じることにより、男女の均衡を図るものとする。

(事業者及び市民の活動に対する支援)

第14条 市は、事業者及び市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の構築及び充実に努めるものとする。

(相談窓口)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する総合相談窓口を設置し、相談に応じるとともに必要な措置を講じるものとする。

(情報の収集及び分析)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(坂戸市男女共同参画審議会)

第18条 男女共同参画の推進に資するため、坂戸市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議すること。

(2) 審議会の議決により、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査研究し、市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係団体の代表者

(2) 学識経験者

(3) 市民の代表者

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

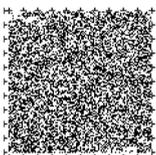
附 則

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年坂戸町条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略



13 男女共同参画のあゆみ

年	世界的な動き	全国的な動き	埼玉県の動き	坂戸市の動き
1975 (昭 50)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題企画推進本部」設置 		
1976 (昭 51)	<ul style="list-style-type: none"> 1976年から1985年までを「国連婦人の十年」とする 	<ul style="list-style-type: none"> 民法改正（離婚後婚氏制度の新設） 		
1977 (昭 52)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 総理府「国内行動計画前期重点目標」発表 		
1979 (昭 54)	<ul style="list-style-type: none"> 国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 			
1980 (昭 55)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 民法改正（配偶者の相続分改正、寄与分制度新設） 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 	
1981 (昭 56)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 		
1983 (昭 58)				<ul style="list-style-type: none"> 総合振興計画に「婦人の地位向上」が位置付けられる
1984 (昭 59)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年世界会議のためのESCAP地域政府間準備会議」（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> 労働省婦人少年局を婦人局に改称 総理府「国連婦人の十年世界会議に向けての全国会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」（修正版）策定 	
1985 (昭 60)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題連絡会議を設置
1986 (昭 61)		<ul style="list-style-type: none"> 高校の家庭科男女共修決定 婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、婦人問題企画推進有識者会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定 	
1987 (昭 62)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題意識調査を実施

第1章

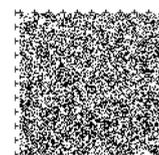
第2章

第3章

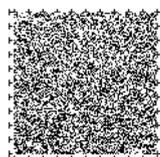
第4章

第5章

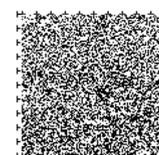
資料編



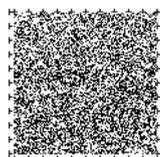
年	世界的な動き	全国的な動き	埼玉県の動き	坂戸市の動き
1988 (昭 63)				・ 婦人問題懇話会を設置
1989 (昭和 64 / 平元)	・ 「児童の権利に関する条約」採択	・ 「婦人の現状と施策」報告書第 1 回発表		・ 市民部に婦人青少年課を設置
1990 (平 2)	・ 国連婦人の地位委員会拡大会期 ・ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告と結論」採択		・ 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」(修正版)策定	・ 婦人問題懇話会活動誌「あゆみ」刊行
1991 (平 3)		・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改定 ・ 「育児休業法」公布		・ 「男女平等社会を実現するためにとるべき方策」を諮問。答申は平成 4 年 ・ 女性に関する意識調査を実施
1992 (平 4)		・ 初の「婦人問題担当大臣」誕生		
1993 (平 5)	・ 「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」採択	・ パートタイム労働法施行		・ 女性行動計画策定委員会を設置
1994 (平 6)	・ 国際家族年 ・ 「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ・ 国際人口・開発会議をカイロで開催	・ 「児童の権利に関する条約」批准 ・ 「男女共同参画室」設置 ・ 「男女共同参画審議会」設置(政令) ・ 「男女共同参画推進本部」設置		
1995 (平 7)	・ 第 4 回世界女性会議: 平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・ 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	・ 「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	・ 「さかど女性プラン」を策定
1996 (平 8)	・ 「第 15 回女子差別撤廃委員会」ニューヨークで開催 ・ 「第 83 回 ILO 総会」開催。家内労働に関する条約及び勧告を採択	・ 男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」 ・ 男女共同参画推進連絡会議(えがりてネットワーク)発足 ・ 「男女共同参画 2000 年プラン」策定		・ 情報誌「あした」を創刊
1997 (平 9)		・ 男女共同参画審議会設置(法律) ・ 「男女雇用機会均等法」改正 ・ 「介護保険法」公布		



年	世界的な動き	全国的な動き	埼玉県の動き	坂戸市の動き
1998 (平 10)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法について」 ・女性 2000 年会議日本国内委員会設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・市民環境部に女性政策課を設置 ・婦人問題懇談会を男女共同参画懇談会に名称変更 ・婦人問題連絡会議を男女共同参画推進庁内連絡会議に名称変更
1999 (平 11)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ESCAP ハイレベル政府間会議」(バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 		
2000 (平 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアチブ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する市民意識調査を実施
2001 (平 13)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画会議」設置 ・「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画行動計画策定部会の設置
2002 (平 14)			<ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定 ・埼玉県男女共同参画推進センター「With You さいたま」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「さかど男女共同参画プラン」を策定
2003 (平 15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・女性政策課を男女共生課に名称変更
2004 (平 16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「With You さいたま女性チャレンジ支援事業」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「坂戸市男女共同参画推進条例」制定
2005 (平 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 49 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま輝き荻野吟子賞」創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向」を諮問。答申は平成 19 年 ・坂戸市男女共同参画審議会を設置 ・坂戸市男女共同参画基本計画策定部会を設置
2006 (平 18)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	



年	世界的な動き	全国的な動き	埼玉県の動き	坂戸市の動き
2007 (平 19)	・ 第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合 (ニューデリー)	・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・ 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		・ 坂戸市男女共同参画基本計画 (後期) 「さかど男女共同参画プラン」を策定
2008 (平 20)		・ 「パートタイム労働法」改正	・ 埼玉県女性キャリアセンター開設	
2009 (平 21)		・ 「育児・介護休業法」改正	・ 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改正	
2010 (平 22)	・ 第 54 回国連婦人の地位委員会 (北京+15) (ニューヨーク)	・ 「男女共同参画基本計画 (第 3 次)」策定		・ 男女共同参画に関する市民意識調査を実施
2011 (平 23)	・ ジェンダー平等と女性のエンパワメントを設立			
2012 (平 24)		・ 「女性の活躍による経済活性化行動計画」策定	・ 産業労働部ウーマノミクス課を設置 ・ 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・ 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改正	・ 第 3 次坂戸市男女共同参画基本計画 (前期) 「さかど男女共同参画プラン」を策定
2013 (平 25)		・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行		
2014 (平 26)	・ 第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」を採択			
2015 (平 27)	・ 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs) 採択	・ 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 ・ 「女性活躍推進法」公布・施行		・ 男女共生課を人権推進課と統合 ・ 男女共同参画に関する市民意識調査を実施
2016 (平 28)				
2017 (平 29)			・ 「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・ 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第 4 次)」策定	・ 第 3 次坂戸市男女共同参画基本計画 (後期) 「さかど男女共同参画プラン」を策定
2018 (平 30)		・ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・ 「働き方改革関連法」公布		



年	世界的な動き	全国的な動き	埼玉県の動き	坂戸市の動き
2019 (平 31/ 令元)		・「女性活躍推進法」改正 ・「SDGs 実施指針改定版」策定		
2020 (令 2)	・国連「北京+25」記念会合（第 64 回国連女性の地位委員会（ニューヨーク））	・「第 5 次男女共同参画基本計画」策定		・男女共同参画に関する市民意識調査を実施 ・「坂戸市パートナーシップ宣誓制度」を開始
2021 (令 3)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正		
2022 (令 4)			・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定予定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 5 次）」策定予定	・第 4 次坂戸市男女共同参画基本計画（前期）「さかど男女共同参画プラン」を策定

第 1 章

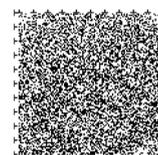
第 2 章

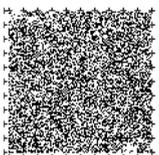
第 3 章

第 4 章

第 5 章

資料編





第4次坂戸市男女共同参画基本計画（前期計画）

さかど男女共同参画プラン

（令和4年度～令和8年度）

令和4年3月発行

発行 坂戸市
編集 坂戸市 総務部 人権推進課
〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田1-1-22
（坂戸市勤労女性センター内）
TEL 049-281-3595
URL <https://www.city.sakado.lg.jp/>

